

商工委員会

議 録 第三十一号 (刷換分)

昭和四十八年六月十九日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 浦野 幸男君

理事 稻村佐四郎君

理事 田中 六助君

理事 中村 重光君

理事 天野 公義君

理事 内田 常雄君

理事 越智 伊平君

理事 小山 省二君

理事 田中 榮一君

理事 八田 貞義君

理事 松永 光君

理事 加藤 清政君

理事 上坂 昇君

理事 竹村 幸雄君

理事 渡辺 三郎君

理事 近江己記夫君

理事 宮田 早苗君

出席國務大臣

通商産業大臣

出席府政委員

通商産業政務次官

通商産業省企業局長

通商産業省企業局参事官

通商産業省公害保安局長

委員外の出席者

環境庁大気保全局企画課長

商工委員会調査室長

河野 義男君

藤沼 六郎君

委員の異動

六月十九日

辞任

佐野 進君

同日

補欠選任

土井たか子君

同日

補欠選任

佐野 進君

同日

理事神崎敏雄君同月十五日委員辞任につき、その補欠として神崎敏雄君が理事に当選した。

六月十五日

海水淡水化法案(塩出啓典君外一名提出、参法第九号)(予)

同日

情報処理基本法案(塩出啓典君外一名提出、参法第一六号)(予)

同日

情報処理振興委員会設置法案(塩出啓典君外一名提出、参法第一七号)(予)

同日

中小業者の営業と生活擁護に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第七二八七号)

同日

同(瀬野栄次郎君紹介)(第七二八八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

連合審査会開会申し入れに関する件

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九一七号)

〇浦野委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任の件についておはかりいたします。

現在、理事が一名欠員となっております。その

補欠選任につきましては、先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、委員長は神崎敏雄君を理事に指名いたします。

〇浦野委員長 次に、連合審査会開会申し入れに関する件についておはかりいたします。

法務委員会において審査中の内閣提出、商法の一部を改正する法律案、株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律案及び商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、同委員会に連合審査会の申し入れを行ないたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇浦野委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間で協議の上決定いたしますので、御了承願います。

〇浦野委員長 内閣提出、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤田高敏君。

〇藤田委員 まず大臣にお尋ねしたいのでありますが、この法律が工場立地法として改正されるに至った経緯、特に現行の工場立地の調査等に関する法律を今回の工場立地法に改正するにあたって一番重点として考慮した点は何か、まず大臣にお尋ねしたい。

〇中曾根國務大臣 今回の工場立地の調査等に関する法律というものは、大体公害立法法の一環としてわれわれは考えておるわけでございます。工場を立地させる場合に、環境との調和、それから周囲の環境に対する公害の防除、それから工場内における施設の配置、そういうような諸点について基準をつくりまして、いままでのような企業が無意識的に乱雑に工場及び工場の配置をやりまして、周囲に対して騒音とか、あるいはそのほか諸般の公害的な作用を及ぼさないように、そういう意味で、環境を顧慮した公害立法の一つとしてわれわれはこの法案を提出したわけでございます。

〇藤田委員 いま大臣が答弁されたような趣旨に沿つてこの法律が改正されるということであれば、具体的問題になるわけですが、第一条の目的の中に、いま言われたような環境保全の問題に、公害を未然に完全に防止する問題、これらのことが、この工場立地法の目的のそれ自体の中に当然文章としてもうたわなければならないか。にもかかわらず、少なくともここに掲げておりますものは、従来の工場立地の調査等に関する法律よりは一歩前進したかに見えますけれども、やはりその基本的な発想は、工業開発優先の考え方というものが依然として流れておると思うわけであります。それは先ほども指摘したように、この目的の中に、いま中曾根通産大臣が答弁されたような環境保全、生活環境あるいは公害防止に向けての目的事項が何らうたわっていない。その点についてはどうでしょうか。

〇中曾根國務大臣 この法案の第一条に、「国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」ということばがございます。これは新しく入れたことばでございます。これが公害あるいは環境というものを考慮して入れたことばでございます。

〇藤田委員 そういふことであれば、具体的に環境保全あるいは公害の未然防止について、公害の

未然防止を完全にはかるといふことをこの条項の中にさらに追加される御意思があるかどうか。

○中曾根国務大臣 われわれの意図はそういうところではないから、この中身の各条文をあらためて見れば、公害に対する配慮でこの法案ができておるといふことを御理解いただけないと思いますが、もし表現上そういうことばがないことが不適切であるとおぼしめされれば、それは私は国会側の御意思に従ってつけようであると思います。

○藤田委員 それではお尋ねしたいのですが、今日公害問題が全国各地に起こっておりまして、公害の四大裁判の問題を取り上げるまでもなく、この数日來有明海の問題なり、山口県の徳山湾の問題なり、あるいは瀬戸内海一帯の汚染の問題等々、これはまさに日本列島が公害の海になってしまつておるといふわけでありまして、こういう現状から考えて、この工場立地法の改正の内容だけでは、現状のような状態を根本的に解消することができるといふか。いわゆる工場立地の段階において公害を未然に防止する、環境保全については十全を期すんだということがこの法律の——当然いまだから中身の審議に入るわけですが、この法律の内容に盛り込まれたもので、現在起こつておるような公害をなくしていくことができるという自信を大臣はお持ちであるかどうか。

○中曾根国務大臣 公害の防止、環境の保全という政策は、いろいろ環境庁系統の公害防除の特殊立法、そのほかわれわれがいま提出している法案等、総合的な協力によつてその目的を達成すべきものであると思います。少なくとも工場立地に関する部分は、通産省として、公害防除を大きな目的にして今回法案として提出したものでございまして、中身をあらためるつもりは——大体この法案を出そうという考えを持ったのは四日市裁判、四日市における昨年のコンビナート問題等を動機として法律を改正して出そうと考えたのでございまして、個別的な一定規模以上の工場の立地あるいはコンビナートにおける立地、というような問題

について、排出の問題からあるいは緑地の設定からあるいは周囲に対するさまざまな施設、そういうような問題について届け出それから勧告、変更命令という権限までいただいて公害に対する対策を充実させよう、通産省としてそういう工場に関する規制を行なう、そういう趣旨でできたものでございまして、これは自然環境保全法とか、あるいはそのほか自然公園法とか、そのほか諸般の政策と相まつて行なわれるべきものであると思います。

○藤田委員 なるほどいま答弁にありましたように、現行の法律と比較をいたしますと、その中身について公害防除、未然に排除するという点についての条件は幾つか前進をしておりますが、今日やはり環境保全の問題がこれだけ国民の立場から重要視されて、そして公害問題、環境破壊の問題が、これだけ政治的、社会的に大きな問題になっている以上、その根本的な解決をはかるためには、こういう今回の改正による準則の公表であるとか、届け出によつて内容が不備であれば勧告をし、さらには命令をするというところで、その設備内容について改善をするような措置だけでは根本的な問題の解決にはならない。やはり住民のサイド、国民の福祉を増進するという立場から考えるならば、住民の意思、工場を立地する地域の住民のコンセンサスというものをどういう条件の中で求めることができるか。また、最近法律的にもやかましくいわれております環境権が十分に尊重され、保障されるというそういう条件が法律的に立法行為として保障されなければ、いま大臣が言われておるようなそういう目的を果たすことはできないと思ふのですが、その条件は、今回の法律改正の中身には遺憾ながら入っていない。私は、そういう条件が満たされない限り、全国各地に原発、火力、その他コンビナートの建設にあつて地域の住民との間にいろいろな形のトラブルが起つておりますが、この種の問題を解決することができないと思ふのですが、その点についての見解はどうでしょう。

○中曾根国務大臣 本法を改正して提出しようとした考えの中には、四日市判決の理由の中に、立地段階の注意義務を果たしていなかったものではなかつたかというのがある。第二には、操業段階の注意義務。その中で、立地段階の注意義務という意味から工場立地法という発想を持ちまして、改正案として提出したものでございます。

それで、いま御指摘の問題につきましては、第三案に工場立地調査簿というものを作成して閲覧に供する、こういうことにしてあります。それから大体相当な権限を都道府県知事に委任いたしました。地方団体の意見を聞き、その判断に基づいていろいろ具体的な仕事を運営させようと考えておりますので、そういう考慮もわれわれとしてはしておるわけでございます。

○藤田委員 四日市裁判の例をとられました、なるほどあの判決の中身は立地段階における行政上の注意義務について、第二は操業における結果責任に対する直罰主義の問題について、三つ目はその企業全体と申しますか、コンビナート地域における連帯責任についてというふうに大きく分ければ確かに中身は分かれておる。そのうちの第一段階の立地段階における具体的措置として、今回のこの法律の内容整備につとめたんだ、こういうことですが、私は先ほども指摘したように、今日これだけ全国的に数多くの公害問題が起つて、生活環境なり自然環境を破壊して、いわば国民の生存権を著しく侵害しておるわけでありまして、国民の生存権を著しく侵害しておる、侵害するようになった第一の原因なりその責任といふものは、今日までの工場立地の段階において公害防止についての万全の対策がとられてなかつた。いわば工場の新設、増設に対して、その企業がコンビナートであれ、今回の法律でいうところの特定工場であれ、いずれの場合といえども環境破壊が起らないんだという、そういう事前のチェックというものがあるという、あるいは今日でいえば環境庁のサイドにおいて十分な立地していない、また、そういうことが法律体系上確立していない

というところにはまず私は第一段階の原因があつたと思ふわけでありまして、

そういう点では、個々の面について私も指摘をしてみたいと思つておりますが、まず基本的な考え方として大臣が、抽象的ではあります、いま私が指摘しておるような問題を解消するという方向に沿つて今回の改正に手をつけたというのであれば、いま一歩進めて、工場を立地するにあつたのは地域住民の同意を必要とする、そういう意味の環境保全について、完全に国の機関として通産省サイドだけでなく、環境庁のサイドにおいても事前にチェックすることができると。そして、その法律の中身にも関連をいたしますが、たとえば第二条の工場立地に関する調査が行なわれた結論に対して、地域の住民が同意をする。同意することができると。こういう条件をこの法律の中に具体的にうたわなければ、私は環境保全についての完全な目的を達成することができないのじゃないかと思ふのです。そういう点で、いま私が主張しておるような事項を立法技術的にはどこへ入れることが一番適切であるかはまだ検討の余地があるわけでありまして、そういう条件をこの法律の中にうたう必要があると思ふのですが、どうでしょう。

○中曾根国務大臣 環境保全のために地域住民の意見を尊重するということは私たちも同感でございます。ただ、私たちが配慮いたしましたことは大部分の権限を地方の知事等に委任をいたしました。したがって、県議会あるいは知事さん等の判定によりまして、地域住民の意見を重んじながら行政をやつていただく、そういう考えがあつたわけでございます。そういうような面を立法的にもつと強く出せという御意見がございまして、これは国会側の御意見をわれわれも尊重してやる用意はございます。

○中曾根国務大臣 地域住民の意見をもつと強く反映して出せ、そういう御意向がございまして、国会側の御意見に対して、私たちはそれを尊重して考える用意がございまして。

る、こういうことにならなければ、火力であろうと、原発であろうと、コンビナートであろうと、今回のこの法律に基づく特定工場であろうと、もうこれだけ全国各地が汚染されてまいりますと、少なくとも大きな工場ができる、あるいは公害企業だと名のつくものができるということになれば地域の住民が非常に神経質になって、工場立地をそれ自体に対して従前以上に反対運動が起こると思うのですよ。これはもう当然のことだと思ふのです。

そういうことになれば、少なくとも国民の福祉を増進するということが工場立地のすべてであるとするならば、当然のこととして住民の同意権というか、住民主権の立場に立つて工場立地に対する同意というものが必要になってくる。それでは地域住民の同意とは何か、同意を必要とするための具体的措置は何かといえ、いろいろ方法はあろうと思うのですが、工場の立地の計画に対して、地域の住民がいわゆる計画について縦覧をする、あるいはその企業資料を完全に公開をする、あるいは原発の設置の場合にも、いま具体的に問題になつておるわけでありますが、公聴会を開催していく。これは単に聞き流しの形式上の公聴会の開催ではなくて、具体的に、断つておきますが、私ども社会党の主張としては、その地域の住民が推薦をする専門家あるいは学者あるいは弁護士、こういった者が陳述者としてこの公聴会に出席をして発言をして、その専門家や代表者が十分了解を得ることができる公聴会の制度、こういうようなものをこの法律の中に新たにうたつていく条項を挿入していくということがなされて、初めて地域住民の納得の上に、そうしてこの法律が意図しようとしておる国民福祉の向上に寄与することのできる工場立地というものができるのじゃないかと思うのですが、いま私が主張いたしましたような、そういう住民サイドの意見というものの、具体策というものをこの法律の中にうたう御意思はあるかどうか。これも念のためにお尋ねしておきたいと思ふいます。

○中曾根国務大臣 その点は、工場の性格あるいは規模あるいはその複合体であるコンビナート等が、つまり工場団地等がどこになるか、そういう大きいもの、あるいは周囲に対して著しい環境の影響を及ぼすと思われるもの等については、住民の意見を的確に聞くということも一つの考え方であると思います。しかし、市町村長とか市町村議会とかあるいは府県会とかあるいは知事さんとか、そういう行政系統がございまして、これらの責任者が、工場を設置する場合には大抵地元の住民の了解を得るとか、了解工作をやるとか、そういうことが普通であるだろうと思うのでございます。中小企業とか小さいものについてはそこまではいいませんでしようけれども、公害の危険性があるとか、住民の周囲に対して影響が著しいというような問題については、当然いまや地方自治体の方々はそういう配慮をしておるわけでございますから、現実的にそれは解決されるだろうと私は思うわけでございます。しかし、国会側でいろいろそういう御注意があり、お考えがあるならば、その国会側のまともりを見まして私たちも検討させていただきたいと思えます。

○藤田委員 いま大臣の答弁を聞いておりますと、地域住民の工場立地に向けてのいろいろな意見と、いうものは、それぞれの自治体サイドで具体的に尊重されておるのじゃないか、こういう御認識のようでありますが、この点は、私はただいまの答弁はたいへん遺憾だと思います。これは意識的にそのようにおっしゃったのではないと私は善意に問題やあるいは愛媛県の伊方の原発の問題や、あるいは北海道の伊達火力発電所の設置に伴う問題等を見てまいりますと、ある場合には、全く法律違反をやつて行政サイドで強行する。北海道のごときは、警官、機動隊を出してまで工場立地に向けて強権的な立地をやつていくというようなことでございまして、今日起こっている現象の一つ一つを見て、いま大臣が答弁したように、住民サイドの意見が尊重されるどころか、権力的にじゅうりんさ

11

法案を提出した側として、われわれの意見を具体的に取り入れる意思があるかどうかということに答弁してもらわなければ、すべて国会の意思にかかすということでは、きわめて私は、政府の態度としては責任回避になるのじゃないか、こう思うのですが、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 われわれといたしましては、この法案を提出いたしましたのは、先ほど申し上げましたような見解に基づいて、地方の自治体において地方の住民の意思を十分そんたくし、また、これをくみ上げるという措置を期待して、そしてそのために相当な権限を地方自治体に委譲して行なおうと考えて、これでいいと思つて提出したわけでございます。したがって、これでもし足りないというお考えがございましたら、われわれも謙虚にそれを聞く用意がございしますが、それは国会側の意見がどういふふうにおまとまりになるか、われわれは見守つておきたい、こういうわけでございします。

○藤田委員 この地域住民の意思をそれぞれの自治体が尊重するという点について、そのことは十分前提として考えているんだということでありますが、そういう地域住民の意思が、工場立地にあつて、自治体サイドで従前以上に、今日まで以上に具体的に尊重されるというふうな、そういう条項がこの法律改正の中のどこにありますか。

○中曾根国務大臣 まあわれわれといたしましては、地方自治体本来の機能といたしまして、地域住民の意向を盛り上げて、地域住民の世論を尊重して、地方自治体の運営というものが行なわれるものでございしますから、したがって、地方自治体がそういう観点に立つて、この工場立地に関するしても適当に審査をしていただき、また、地域住民の意向をよく尊重して行なわれるということをお願いしておるわけでございします。

○藤田委員 いま大臣の答弁を聞きますと、具体的にこの法律改正の条文の中には何も出ていないですね。ですから、立法上は、もう従来どおりなんです。そうじゃありませんか。それはもう

法律の中には、法律改正をやる以上、住民サイドの意見を具体的に尊重するというのであれば、現状以上に、具体的に私が指摘した、今回の場合であつても、工場立地調査簿を閲覧するという第三條の規定がありますが、こういうことについて、たとえば地域住民にも閲覧をさすとか、関係住民に閲覧をさすとか、先ほど指摘した資料の公開をやるとか、公聴会については、その関係住民の推薦をした専門家、学者、弁護士、こういった者の意見を聞く公聴会制度とか、そういうものがなければならぬのに、そういう具体的なものは何にもないじゃないですか。法律上そういうことが保障されてなければ、今日の自治体に、いま大臣が言われておるようなことを期待しても、工場立地にあつて、この自治体が審査をし、あるいは地域住民の意見を聞くといつても、従来と大同小異の結果になるのじゃないかと私は思うわけでありますが、どうでしょうか。

○中曾根国務大臣 縦覧をお願いするというのは、地域住民に縦覧をしていただくということも入つておるわけでございします。でありますから、地域住民が自由にその調査簿をこらんだいて、そして工場の性格なり、規模なり、従業員の数なり、そういうことをよく知つた上で、それで意見を表明なさるようになつておるわけでございします。法規上、公聴会という制度は書いてございせんけれども、私たちの考えでは、そういう地方自治体が地域住民の意向を十分くんでおやりになるのが自治体本来の仕事である、そういう考えに基づいて書かなかつたわけでございします。

○藤田委員 当然のこととは言いがた、今日までの工場立地にあつて、いま私が主張しておるような公聴会制度を持つておる県なり自治体が過去にあるとすれば説明してもらいたいです。

○中曾根国務大臣 工場立地に関しては、いままでないようであります。

○藤田委員 いまおっしゃつたように、ありませんね。ですから、この第一条の目的ではありませんが、どんなに口できれいなことをおっしゃつても、私は、基本的には、工業開発優先の考え方が依然として工場立地法の基本になつておるような気がしてしかたがないわけでありまして、これはたいへん残念なことですけれども、やはり国民の福祉を向上させていく、そのためには、環境権というものが尊重されるのだ、地域住民の意見というものが、それぞれの工場立地にあつては満度に尊重されるのだ、納得のいくまで尊重されるのだ、ということが大前提にならなければいかぬということであれば、いま大臣がどのように期待をしても、たとえば公聴会一つとつても、そういう公聴会自体がただの一度もない。私は、せんだつてこの原案伊方の問題についてここで質問をしました、私が原案の問題について公聴会制度をやれと言へば、検討してみようということ、そのあくる日のたしか科学技術特別委員会と科学技術庁長官が、形式的な公聴会制度については踏み切つたようでありまして、あれだけ問題のある原案の設置についてさえ公聴会制度を決つておるということですが、私は先ほどから言つておるように、今日もう原案だけじゃないですね。これだけ水銀の問題が起つて、カドミの問題が起つて、あるいはPCBの問題が起つておるということになれば、この法律でいうところのコンビナートあるいは特定工場、こういうものについては、少なくとも最低の条件として住民の意見を尊重するということがあれば、私が指摘しておるような公聴会制度くらいは原案の中に当然入れるべきじゃないでしょうか。そのことが入らないという理由はどこにあるのですか。これだけ全国各地に多くの工場ができておつても、いまままだたのの一つもそういうことを具体的に入れないで、そうして工場の公害のたれ流し、吹き流しの現状の中で、自治体に期待するといつてもそれは無理じゃないですか。自治体に期待するのであれば、国の法律の中に、工場立地をするにあつては地域住民の意思をかくかくの手だてによつて尊重しなければならぬぞ、こういう具体的な条項を入れることによつて初めて自治体が、国のその指導方針に沿つて工場立地に

も、私は、基本的には、工業開発優先の考え方が依然として工場立地法の基本になつておるような気がしてしかたがないわけでありまして、これはたいへん残念なことですけれども、やはり国民の福祉を向上させていく、そのためには、環境権というものが尊重されるのだ、地域住民の意見というものが、それぞれの工場立地にあつては満度に尊重されるのだ、納得のいくまで尊重されるのだ、ということが大前提にならなければいかぬということであれば、いま大臣がどのように期待をしても、たとえば公聴会一つとつても、そういう公聴会自体がただの一度もない。私は、せんだつてこの原案伊方の問題についてここで質問をしました、私が原案の問題について公聴会制度をやれと言へば、検討してみようということ、そのあくる日のたしか科学技術特別委員会と科学技術庁長官が、形式的な公聴会制度については踏み切つたようでありまして、あれだけ問題のある原案の設置についてさえ公聴会制度を決つておるということですが、私は先ほどから言つておるように、今日もう原案だけじゃないですね。これだけ水銀の問題が起つて、カドミの問題が起つて、あるいはPCBの問題が起つておるということになれば、この法律でいうところのコンビナートあるいは特定工場、こういうものについては、少なくとも最低の条件として住民の意見を尊重するということがあれば、私が指摘しておるような公聴会制度くらいは原案の中に当然入れるべきじゃないでしょうか。そのことが入らないという理由はどこにあるのですか。これだけ全国各地に多くの工場ができておつても、いまままだたのの一つもそういうことを具体的に入れないで、そうして工場の公害のたれ流し、吹き流しの現状の中で、自治体に期待するといつてもそれは無理じゃないですか。自治体に期待するのであれば、国の法律の中に、工場立地をするにあつては地域住民の意思をかくかくの手だてによつて尊重しなければならぬぞ、こういう具体的な条項を入れることによつて初めて自治体が、国のその指導方針に沿つて工場立地に

ついての手だてをやるのじゃないでしょうか。そういう点で、私はこの国会審議の方向にゆだねるというだけでなくて、積極的に責任大臣として、少なくともいま私が言つておるような公聴会制度ぐらひは法律の中に条文を追加しようというぐらひな答弁をほしいわけでありまして、あらためて見解を聞かせてもらいたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、国の法制上のたてまえが地方自治体、それから国、そういうランクになつて、そして市町村のおの自治的な地方自治による機関を持つておるわけでございますから、その市町村議会なり、あるいは市町村当局等において地域住民の意見をよく聞いて、そして工場立地に関して所見をお持ちであり、それぞれ権限を委譲されたところにそれが反映させられる、そういう考えに基づいてこういう法案として提出したわけでありまして、このいまの御意見をいろいろ承つておまして、この時代の大きな変化に沿つて、もし足らざるところありというお考えから国会側においてお考えがあれば、それをもちろん尊重していく、こういう考え方に立つておるわけであります。

○藤田委員 国会側の意思ということとは野党の意思だけではいかないということでしょうか。それは与党も含めてということでしょうか。

○中曾根国務大臣 われわれとしてはこういう原案を提出したものでございしますから、やはりまず委員会、それから本会議、それで多数がなければ通過いたしません。できるだけこういう法案は皆さんの御協調によつて通過させたいと念願しておるものでございします。

○藤田委員 形式上はもう当然のことだと思つておるわけでありまして、そのことは現実的にはなかなかむづかしいことじゃないか。政府自身が、大臣自身が、なるほど指摘をされてみれば、たとえば公聴会制度の問題一つとつても、過去においてそういう事例がない、しかし、今日これだけの環境破壊の問題が起つておる現実の中でこの法律改正をやるうとすれば、発想の転換ではないけ

ついての手だてをやるのじゃないでしょうか。そういう点で、私はこの国会審議の方向にゆだねるというだけでなくて、積極的に責任大臣として、少なくともいま私が言つておるような公聴会制度ぐらひは法律の中に条文を追加しようというぐらひな答弁をほしいわけでありまして、あらためて見解を聞かせてもらいたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げましたように、国の法制上のたてまえが地方自治体、それから国、そういうランクになつて、そして市町村のおの自治的な地方自治による機関を持つておるわけでございますから、その市町村議会なり、あるいは市町村当局等において地域住民の意見をよく聞いて、そして工場立地に関して所見をお持ちであり、それぞれ権限を委譲されたところにそれが反映させられる、そういう考えに基づいてこういう法案として提出したわけでありまして、このいまの御意見をいろいろ承つておまして、この時代の大きな変化に沿つて、もし足らざるところありというお考えから国会側においてお考えがあれば、それをもちろん尊重していく、こういう考え方に立つておるわけであります。

○藤田委員 国会側の意思ということとは野党の意思だけではいかないということでしょうか。それは与党も含めてということでしょうか。

○中曾根国務大臣 われわれとしてはこういう原案を提出したものでございしますから、やはりまず委員会、それから本会議、それで多数がなければ通過いたしません。できるだけこういう法案は皆さんの御協調によつて通過させたいと念願しておるものでございします。

れども、最低限度の条件として、その程度のこと
は必要でしょうね、必要だと思えます、こういう
ことが答弁の中で出てくれば、これは与党の皆さ
んといえども、ひとつそういう方向で国会のコン
センサスをつくらうじゃないか、こういうこと
になると思うのですが、大臣どうでしょう、一歩
ここまで踏み込まれるお考えはないかどうか。
○中曾根国務大臣 委員会に提出されました法案
につきましては、政府側から申しますと、やはり
委員会の皆さんの御意見に従うというのが私たち
の立場でございます。先ほど来藤田委員の御発
言は非常に傾聴しておるところでございます。

○藤田委員 傾聴していただいていたいへんありが
とうございました。ところで私もこれで質問を
終わるわけではないのですが、私は、少なくとも
そういうものがこの法律の中に立法行為として、
具体的な条文として明記をされなければ、今日の
社会の現状に即応した工場立地法にはならないと
思うのです。これはくどいようですが、私も、そ
う思います。ですから、その点は私をお保留をい
たしますが、ぜひその点はこの委員会の討議を通
じて与党の皆さんにも同意を得て修正ができるよ
うに、具体的なそういう意見がこの条文に立法化
されるように努力をいたしますが、そこだけで時
間をとることもどうかと思えますので、私は、こ
の法律の中に、環境保全に向けて、あるいは工場
立地をする地域住民の意思が具体的に尊重される
という、そういう条項のない工場立地法は今日の
現代社会に即応しない法律であるという点を具体
的に指摘をしておきたいと思うわけであります。

そこで、順序不同であります、次に進みます。
条文に沿って質問をしてみたいと思うわけであ
ります、第二条の「工場立地に関する調査」、
これは従来何力所くらいやったでしょうか。そう
して一カ所あたりその調査期間というものはどれ
くらい時間的にかかっておるでしょうか。また、
従来やった調査結果は、その調査結果と現実と工
場が操業された後における結果との間に相違がな
かったかどうか。極端に言いますと、昭和四十七

年、どこかの省が、この工場から排出する排出物
によつては人体に影響を及ぼすような公害はない
というところで、そういうことを発表した工場が現
在的に健康被害を起こすような問題を起してお
るわけですね。そういうこととの関連において、
この調査結果がほんとうに妥当性のある結果であ
つたかどうか、過去の結果実績について説明をし
てもらいたい。

○青木政府委員 産業公害総合事前調査でござい
ますが、これは昭和四十七年度から法律に基づか
ない実質的な行政手段として実施いたしておりま
して、いままでもやりました地域は、水質関係で延べ四
十一地域でございます。それから、水質関係で三
十水域にのぼつておるわけでございます。これら
の地域は、調査実施後、工場立地が進展したもの、
進展していないもの、これから進展が予想される
ものなどの開発の態様がさまざまございまして、
一がいには言えませんが、通産省といたしまして
は、対象地域の環境汚染の状況を環境基準の範囲
内に押えるように指導しておりまして、成果はあ
る程度あがつておるものと考えております。

ただ、御指摘のように、この総合事前調査が実
施されて、この結果指導に従つて立地したも
のにつきましても、対象地域周辺にぜんそく患者
が発生したり、あるいは農産物に被害が出るとい
うような公害問題が起つておる例も事実ござい
ます。

これらができました原因と申しますのは、事前
調査が指導指針としていました環境基準そのもの
が人の健康を保護する上で必ずしも十分な目標値
でなかった場合もございます。

【委員長退席、田中(六)委員長代理着席】
そういう点を踏まえまして、最近の情勢の変化
を取り入れまして、たとえばSO_xにつきまして
は、本年の五月に環境基準の見直しをしておりま
す。それから、従来環境基準のなかったNO_xに
つきましても環境基準が新しくつくられたという
事実もございます。今後の総合事前調査におきま
して、こういう新しい環境基準を踏まえまして、

調査の見直しをいたしまして、将来そういう公害
が生じないように運営してまいる所存でございま
す。

○藤田委員 一つの調査に、短いのでどれぐらい
長いのでどれぐらいかかっていますか。

○青木政府委員 答弁を一つ漏らしましたが、こ
の総合事前調査はいろいろなデータを入れてやり
ますので、短いもので約一年、長いもので一年半
という期間を要する調査でございます。

○藤田委員 このあとの届け出から勧告をやつて
命令を出すという期間が六十日、九十日というふ
うに時間的にはなつていっていると思うのですが、この
調査との関係、企業が工場の立地をしたい、私が
工場をつくりたいということで届け出をしてきて
からそういう調査をやるのか、それともどの段階
でこの第二条の調査はやるかとしておるのですか。
いままではやつてきたのですか。そして今回、電
子計算機を使つたり、模型をつくつて従前以上に
精密な分析調査をやるかとしておるわけですか。
この届け出から勧告、命令、これとの関連はどう
なりますか。

○青木政府委員 この届け出がออกมาしてから勧告
までの期間は短いわけですが、おおむね
こういう大規模な工場が集中している地域におき
ましては、各企業は相当前からいろいろな計画を
持つておりまして、その計画の段階でその企業の
意向を十分取り入れまして、基本的な調査をいた
すわけでございます。そういう調査をいたしまし
た上で判断基準を出しまして、それに基づいて具
体的に企業が工場立地をきめます段階はそれから
相当あとになりますので、そこで届け出が出てく
るといふふうに私も運用を考えております。

○藤田委員 事務的なことの運び方としてはわか
りました、やはり先ほど大臣との間のやりとり
ではございせんが、地域の住民がそれぞれの工
場設置にあたって納得をするかどうかは、第一段
階としては、この調査結果が妥当であるかどうか
調査の結果の中身について、あるいは調査の結果
について地域の住民が信用することができると

うか、ここに私は一つの大きな条件があると思
うのです。そういう点では、調査結果の妥当性を
保証するような具体的な手だてについて何か考
えがありますか。

○青木政府委員 調査をいたしますと、その結果
を公表するわけでございますが、その調査の内容
につきましても十分検討いたしまして、いろいろ
な人の判断の基礎になり得るような調査として公
表いたすわけでございます。それを踏まえまして
企業が立地する場合には、そこから出ました判断
基準に従いまして、企業が具体的にどれぐらいの
規模の工場をどういう公害防除施設をつくつて立
地するかという点が届け出で具体的に出来まい
ります。その両者を比べますれば、専門的な立場か
らいいますと、おおむねその調査結果とその企業
の立地をした場合の汚染の出しぐあいというもの
は推理できるわけでございします。そこで、私も
は、調査の結果と実際の結果とが一応担保でき
ておるといふふうに考えております。

○藤田委員 この調査はコンビナート地区に限
てやる調査ですか、それとも特定工場、これはあ
つて出てくるのですが、現行の条件からいけば、
たしか建築面積が三千平方メートルで敷地面積が
九千平方メートル、そういうものが一つの基準に
なる特定工場の公害防止に向けての調査は、この
調査は行なうのがどうかということが一つです。
それから、いま私が前段階質問しました調査結果
の妥当性について、これだつたらだいたいどうだ
、これだつたらわれわれもこの工場立地について協
力しようじゃないか、こういう地域住民の了解と
いうか同意を得られるためには、自治体あるいは
官側といわれるような国が調査をしただけではな
くて、住民の側が納得のいく保証条件というもの
は、いま局長が答弁なさつた以外のことを何か考
えないか、これだけ全国各地に工場立地に関連し
、あるいは公害発生に伴つて問題の起つてくる住
民の納得を得ることはできないかと思うのですが、
具体的には何かありませんか。私は私なりに一つ
のものを考えているわけですが……。

○青木政府委員 第一の点でございますが、調査を実施いたしますのは、大規模な工場または事業場の設置が集中して行なわれると予想される地区及びその周辺の地区でございます。個々の単独の立地の場合には調査をいたさないということになっております。この理由は、大規模な工場または事業場の設置が集中して行なわれる場合には、各工場の出します公害が重なり合ひまして、各工場の判断だけではつまびらかでないような結果が重なり合ひ生ずるわけでありまして、この点を科学的に究明するためにこの調査を実施するわけでございます。

それから第二の調査の妥当性でございますが、これは科学的な手法によりまして調査をいたしまして、従来から調査の結果は、その手法その他を含めまして詳細なデータを公表しておりますので、住民の方々がこういう調査について信頼できるかどうかという点は、この調査報告を十分お読みになります。その科学的な点については、先ほど申し上げましたように、十分判断できるというふうに考えております。その点は外部の人、学者の方々の検討も同時にできるような点にも調査報告を出してまいりたいと思っております。この点は客観的な妥当性があるものというふうに私も考えております。

○藤田委員 従来も工場適地に関する調査が行なわれ、今度の法律に基づく調査の裏づけはなかつたけれども、先ほどの答弁にありましたように、各地のコンビナート地区等においては調査が行なわれてきた。しかし、その調査結果は必ずしも調査結果どおりにいくところか、反対にそのことが公害の発生を起しているところか、国現実なんですね。そういうことになりまして、国なり自治体が調査をして、風洞調査とか、あるいは模型実験等をやつて、これはかくかくしかじかだという結論を出しても、今度専門家の立場から見れば、これは一つの例ですが、この間の原子力発電所の結論ではありませんけれども、これは公正妥当だということで安全専門審査会なりその部会で結論が出ておつても、途中で通産当局の手直

しがあったとかないとか、あるいはいろいろな安全性についての問題が起つておるわけですから、一方の、工場立地を推進をしていくという側の調査だけでは、その調査結論に対してこれは妥当であるかどうかということが今度は住民サイドの立場から見ても信用できないという場合には、この結果自身を住民サイドからチェックする、そういう第三者機関が必要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○青木政府委員 調査結果のチェックでございますが、この事前調査につきましては、従来からいろいろ実績がございますが、従来この調査にもかかわらず公害が出てくる原因は、先ほど申し上げましたように、環境基準なり何なりの見方が甘かつたという点が主たる原因でございます。また、事前調査を行つた後に、法的規制がございませぬので、工場の立地の条件が変わつたという面もあるいはあるかと思つてございまして、調査をいたしましたデータと結論とはそれほど大きく開きがあつた例はございませんので、むしろ調査のやり方といひますよりも、調査の基準になりました環境基準その他の見直しによりまして、今後調査の見直しをすれば、そういう公害を生ずるというふうなことはなくなるものと私も考えております。

それから、チェックの方法でございますが、これは非常に専門的な調査でございますので、専門家が見れば、この調査はどうかという点もわかると思ひますので、そういう点でいろいろ御指摘がございまして、調査の手法も日々改善いたしてまいりますので、いろいろな観点を入れて、万全の調査をしていくというふうに直してまいりたいというふうに運用を考慮しております。

○藤田委員 私は、先ほど大臣とのやりとりの中で指摘をいたしましたように、このあたりでひとつ第三者機関がこの調査結果を診断をして、この調査結果のこういうところは甘いぞ、基準それ自体にも問題があるけれども、調査のやり方及び結論についても問題があるぞというふうなチェックをす

る、そういう専門家会議といひますか、そういうものを一つつて、調査結果の妥当性について一つの保障条件を与えるような手だてをする必要があると思ふのですが、そのお考えはありますか。

○青木政府委員 この調査の方法は、通産省が地方自治体と協力して行なうわけでございまして、方法自体につきましては専門家の検討を得てやつておるわけでございまして、審議会の議も経るわけでございますので、いろいろな方がいろいろな改善の御意見があれば、そういう場を通じて、漸次改善されていくものというふうに私も考えております。

○藤田委員 私が指摘しておる核心を理解してくれてないように思つておりますが、同じ専門家といつても、官側といひますか、国が任命をしたあるいは委嘱をした専門家、学者といふものと、住民サイドのそういう専門家、学者、弁護士といふものとの間には質的な違いがあるわけであつて、私が指摘をしておるのは後者の意味であります。そういう専門家によつて調査結果をチェックするようなことを考える御意思はないかどうかということをもう一度重ねてお尋ねをいたします。

それと同時に、なおきよう私自身の質問時間でございますが、これは理事会でできることであると思いますが、私としては後日継続して質問をしたい、さしてもらいたいと思つておりますが、きょう一定の持ち時間の関係もありますから、関連して第三の点について尋ねたいと思つております。

その一つは、工場立地調査簿に關して、第三の二項で「前項の工場立地調査簿には、前条第一項の調査又は第十五条の三の報告により知り得た事業者の秘密に属する事項を記載してはならない」とあります。この「秘密」とは具体的にどういふものなのか。審議時間の節約の意味から、私のほうからお尋ねしたい核心を申し上げますと、この事業者の秘密事項の中には、公害関係に関する事項、公害関係にかかわる生産工程、こういうものは秘密事項の対象になつてゐるのかと思つていないのか、これをお尋ねしたいと思つております。

○青木政府委員 第一の問題点について御答弁申し上げました、なるほど私どものほうは、審議会の委員の選定等につきましては、公平、客観的にやつておるつもりでございますけれども、その審議会の委員でない専門家の方が、専門的な点に關しまして御意見がございまして、これは私どものほうで受けまして十分に審議会に御披露いたしまして、十分検討していただくにやぶさかではないということをお申し上げます。

それから第二番目の企業の秘密にわたる事項でございますが、秘密にわたる事項は極力少ないほうが望ましいし、ことに公害に關しましてはなるべく広く知つていただくほうが望ましいわけでございますけれども、企業の生産工程等の秘密事項がございまして、それを調査簿に記載して一般の人に縦覧させるといふことは、公務員の機密保持の義務もございまして、秘密事項についてはすべてをここに記載するわけにはまいらないというふうに考えます。

○藤田委員 私は、その特定企業が、こういう自由主義経済の中で競争をやつておるわけですから、その一つの生産工程の中で、技術面において対外的に秘密を保持したいというようなことはあり得るかと思つておるわけですが、しかし、そういう場合といへども、今日これだけ環境破壊なり公害問題が生ずる脅威がございまして、国民の福祉の増進に寄与することが、大臣の答弁ではありませぬけれども、その目的のすべだといふことになれば、今日の企業は公害にかかわる部分については全然秘密はないのだ、秘密は公開するのだ、従来の秘密の条項なり秘密の概念に入るべきものもこれは公開するのだ、こうしないと、その肝心なところは、これは企業競争上、公害に關する部分といへども秘密にするのだといふことになれば、縦覧期間において住民サイドでその計画をチェックしようとしても、肝心なところのところがベールに包まれておつたのでは、その縦覧の意味もなければ、そして今日問題になつてゐる公害

を工場の立地の段階で住民の協力も得るという形の中で未然に防止するという目的が達成されないのじゃないか。したがって、それこそ発想の転換ではありせんけれども、工場立地の段階において、今日の公害問題の大半とはいわれぬまでも、かなり大きな公害問題を起こしておる原因になつておるとすれば、ここであるところの秘密、これはなくしていくのだ、公開の原則に沿つて民主的に公開主義をとるんだ、こうすることが私はきわめて大切だと思うのですが、この点については大臣どうですか。

○中曾根国務大臣 おおむね同感であります。この秘密を守るといふ意味は、工業所有権、ノーハウ、そういう特許上の秘密を守るといふことが主であると思います。それ以外の公害に関する部分、特に住民が関心を持つておるいろいろな問題については、これは当然できる限り最大限に公開されるべきものである。ただ、先ほど申しましたように、工業所有権等の秘密については、これは公務員として漏らすことは慎まなければならぬ、私は主としてそういう判断を持っております。

○藤田委員 これは大臣が答弁したので、それから、もう、そういうことだと思ふのですが、私は率直にいつて局長の答弁と大臣の答弁との間には、ニュアンスの面においてかなり違いがあつたと思うのですよ、私の受けとめ方は、ですから、これはもう大臣の答弁で局長に答弁を求めるまでもないと思うのですが、いわゆる事務サイドを含めて、この秘密に関する取り扱い、いま大臣が言つたようなことでもいいですね。

○中曾根国務大臣 住民の皆さんに安心してもらうということがこの法律の目的としてゐる大きなことでもありますから、私が答弁したこと御了承願ひたいと思います。

○藤田委員 それでは念のためにお尋ねしておきますが、公害にかかわる環境保全にかかわる部分については企業秘密というものはないんだ、こういうふうに理解してよろしいか。

○中曾根国務大臣 この工業所有権、特許、ノー

ハウ、こういうような問題について秘密にされてゐる部分とか、あるいは公務員として知り得たものであつても、一定の限界以上言つてはならぬといふこともあります。そういう点は秘密にすべきであると思ひますから、それ以外の一般の皆さんが公害上心配してゐる諸問題、特にどうせ基準がきめられるわけでございますから、その基準について、いろいろの項目について調査が行なわれると思うのであります。そういう住民が関心を持つてゐる問題については当然に公表すべきものである、私はこう思つております。

○藤田委員 ちょっとまたひつかりができましたが、この特許に関する部分については秘密保持の必要がある、しかし原則的には公害に関する面については秘密主義はとらない、公開の原則に従う、こういうことだろうと思ふのです。そういうことで間違ひないかというところが一つであります。ところが、この特許に関する部分が肝心の公害問題と競合したとき、これはわれわれ国民のサイドからいけば、健康をそこななうような環境保全を前提とする場合、特許上の問題であろうと——そこが一番聞きたいのです。知りたいのですが、競合した場合、どちらを優先的に取り上げますか。

○中曾根国務大臣 特許という場合には、やはりこれは優先されるべきものであります。しかし、住民の関心とダブるといふ場合は、その結論について公開すべき、またされ得るものがあると思ふのですが、特許とか、ノーハウの場合は、その過程の場合が多いと思ふのです。したがつて、そういう秘密として保持しなければならぬ部分については保持すべきでありましようけれども、その結果について公表すべき分野は当然公表すべきである、そういう意味で私は矛盾しないと思ひます。

○藤田委員 私は、やはり厳密な意味からいけば、二者択一ではないですが、どちらを優先するかという問題が起つてくるような気がします。しかし、これはあとにたくさん質問をしたい事項がおりますので、私の考え方を強調しておきたいのですが、私は大体大臣の言われるような気持ちはわかるの

です。気持ちは私にもわかるのですけれども、やはりもう今日これだけ企業の社会性というものが要求され、企業は地域の住民に対して、地域社会に対して責任を持つていふことが、企業立地にとつて欠くことのできない条件下に置かれては、私はこの種の公害に関連する部分は、特許上の問題があらうとも公開すべきだといふことを強く主張しておきます。なお、この部分についてはちよつとひつかりがあるように思ひますので、そういう主張をし、意見を留保して次に進みます。

次に、第四条の工場立地に関する準則の公表であります。ある意味においては、基本的にはこの法律の前身では私は賛成できないわけでありまして、一応通産当局が立案をしたこの法律体系からいくと、中身の面についてこの準則の公表といふところがかなり重要な部分になつてゐるんじゃないか、こういうふうな理解をするわけでありまして、それであればあるだけに、これは国会審議の段階で、この準則は、たとえば電力についてはこうだ、鉄鋼、化学、紙、繊維、機械、石油、あるいは石油化学等々については、敷地面積に対してこの生産設備の率は現状は大体どのくらいになつておるけれども、今日のこの公害の状態等をそれぞれ業種別に見た場合には、この程度のスペースにせざるを得ないだろう、そうして工場敷地内の緑地については、この程度はこの業種については必要であらうといふこの準則表といふものが、この国会の審議の中で出されるのが当然じゃないかと思ひますね。これを出さなかつた理由は、どういふことなんですか。特別な理由がありますか。

○山下英政府委員 特別な理由はございませんで、いま申されましように、業種の区分ごとに、生産施設面積と敷地の比率をどの程度にするに配する準則等を学識経験者の御意向も聞いてきめていくつもりでございます。内容的に相当こまかいものになりますので、一般の他の法令の例にもならぬ、これは政令にゆだねたわけでございます。現在私も準則に関連して持つております統計あるいは検討中の事項等は御質問に応じてお答えいたします。

たします。——訂正させていただきます。政令と申し上げましたが、告示でやるつもりでおります。

○藤田委員 私もその答弁はちよつとおかしいなと思つて、いま文章を見直していただければ、それはそれでいいです。しかし、特別に理由がないのであれば、こまかい規定であるかどうか、そして大事な規定であるかどうかは、国会審議にあつて私どもが選択をする問題なんで、こまかい事情であつても、これが一つの工場立地をするにあつて新たな条件として重要視するということであれば、いま私が言つておるような程度のものであれば、いま私が言つておるような程度のもは出してもらつて——われわれ自身が、これは率直に言つてしつとすね。しかし、われわれは国会審議にあつて、この準則をこういう形で公表する制度ができれば、それぞれの業種については、こういう条件の内容を持つものであるかどうかといふ点については、それぞれの専門家なり学者の意見も参考にしながら国会審議をやるのですよ。こういう中身のよいものでは審議のしようがないですね。ですから、特別な理由がないんだつたらお出しになりませんか。私はぜひ出してもらいたいと思ふ。もし出せないと思ふれば、私はあとでこれは理事会にはかつてでも資料要求として行ないたいと思ふのです。

○中曾根国務大臣 まだ案といふものができていないようであります。しかし、大体いままでの調査によつて各業種別の実績のようなものはわかつておる由であります。したがひまして、大まかなこんな見当のことを考えつつありますという程度のものでございまして、限りお知らせするように努力したいと思ひます。

○藤田委員 これは中身の一つであります。たとえば機械産業については、たとえば電力については、生産施設と敷地の比率をどの程度にするんだ、中身を幾つぐらいに区分するんだ、緑地のスペースは敷地全体の何%ぐらいにそれぞれの業種においてはやるんだというくらいは一つの目安になるようなものくらいは出さなければ、これは国会審議の対象になりませんね。これはもうそん

な国会をつらばさじきに置くような形で審議せたいというほうが無理じゃないですか。

○中曾根国務大臣 ごもつともなお話をございます。したがって、大体こんな見当を考へつつありますという程度のことをご努力いたしまして提出するようにいたしたいと思います。

○藤田委員 それではわかりましたから、具体的にこの国会審議に間に合うように出してもらいたい。これは委員長の方でしかるべく取り扱ってもらいたいと思います。

○田中(六)委員長代理 国会審議にできるだけに合うように提出するようにいたします。

○藤田委員 できるだけやなしに……。

○田中(六)委員長代理 必ず間に合うように努力いたします。

○藤田委員 あすにでも……。

○山下(英)政府委員 いま大臣が申されましたので、私どもの検討中の数字を御披露いたします。

○田中(六)委員長代理 それはいままさるわけですか。

○山下(英)政府委員 十分ではないかもしれませんが、とりあえず……。

○藤田委員 資料を出してください。いまはなにしても、すぐ私はこれについて適当かどうかということは私のほうでもできませんからね。

○田中(六)委員長代理 それではあとでそれを出したらいいでしょ。

あとでこの資料を提出するようにいたします。

○藤田委員 いま概略的なことは答弁するということから、それでは資料にできようじゅうにひとつ出してもらいたい、こう思います。その上でこの部分についての審議はさらに継続したいと思います。私はこの四条の関連部分は一応留保いたします。

次に、この届け出の条項であります、届け出の条項は、これだけ今回の法律改正にあたって公害防止の問題に向けての条件も入ってきたわけですから、そういうことであればあるだけに、これは単なる届け出をやつて、六十日の間検討をして

その間に問題点があらば勧告をする、そうして問題点の勧告に従わなかった場合には命令を出す、九十日以内にいわば命令を出すということ、その命令に従わなかったら処罰するんだ、こういうたてまえになつておると思うのですが、届け出は届け出の行為としてそれは当然やらず、しかし届け出してきた中身によって、そうして勧告の行為も含めて、その内容に不備がある場合には、当然これは訂正もさせなければいけません、この許可制を持つ官庁としては、当然私は届け出制と許可制、最初の入り口を届け出制、最後の締めくくるところを許可制という二段がまえでやはりチェックすることができるようにしたほうが法律としてはよりベターではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○山下(英)政府委員 この点は原案作成にあつて苦勞した点でございますが、私も、この法律が民間企業の誘導立法であるという観点から……(藤田委員「何ですか」と呼ぶ)誘導でございます。準則を公表いたしました、その準則を守つて環境、住民と調和するような立地をせよというように誘導していくという従来の公害関係の規制法とは違つたものでございまして、まず届け出をしてもらひまして、その届け出の内容を検討の結果命令をしていく、こういう立て方にしたわけでございます。

○藤田委員 私はこれは通産当局が立案をした、それを一つのために考えた場合に限定しても、やはり通産当局は非常に逃げ打つておると思うのです。届け出をして、そうしてその中身を検討しなす、問題が起つたら勧告を出しなす、勧告に従わなかったら命令を出しなす、勧告をするようなことがなければ九十日間過ぎたら自動的に工事に着手してもよろしい、こういうたてまえになつておるのです。私は、そんなことで少なくとも公害問題や何かを完全にチェックすることはできないと思うのです。やはりびしりとやらなければ、この工場は許可にならないんだというそういう許可条項をつくらなければ、日本人というのはどうも届け出制なんといふのは、出しておけばいいんだ、命令に違反したつて、あとの罰則を見たら懲役六カ月、十万円以下でしよう。特定企業やコンビナートをやるような会社になんか十万円ぐらいの罰金をかけても何の効果もないですよ。このごろは採石や砂利なんかをとる業者なんか、違法だというのがわかつておつて石をとつて、そうして五万や十万の罰金を先に納めておいて、そうして一つの石が二百万とか三百万するのだから、そんな罰金くらい何ともないのだといつてやつておる。少なくとも大企業になると、一つのメンツがあるからそんなことはないだろう、こう思うかも知れぬけれども、私は今日こんな十万円程度の罰金でどうこうするなんという考え方自身が時代おくれだと思ひます。それよりもどうせやるのでしたら、工場立地を認める段階においてもと厳格なチェックをやる、そうして従来の届け出制は厳格な許可制にしていく、そうしてその工場立地について許可をした以上は、大半の責任は許可をした通産当局にもあるいは環境庁当局にもある、こういう責任の主体性というものを明確にしていかなければ、公害防止の問題や環境保全の問題は絶対に解決がつかせんよ。私は、そういう点から、これは立法技術上は、時間がありまけんからあらためて私どもの意見を出しますが、ぜひ許可制にすべきだと思ひます。この点はどうですか。

○山下(英)政府委員 御意見はわかりますけれども、この法律の立て方全般に及ぶますので私どもの考えをちよつと言わしていただきますと、公害関係の規制諸立法としましては、従来の排出基準、着地濃度等々、厳格な規制立法を続けていきたい。これは公害立法でございすけれども、同時に土地所有権に関する重大な制限でもございすので、私権制限と公害との公平問題について多々配慮した次第でございす。先ほど数字を申し上げましたけれども、かりに用地比率が二割とか二割五分あるいは緑地をつくらなければならぬ比率が二割とか一割五分ということになりますと、従来の

れば、日本人というのはどうも届け出制なんといふのは、出しておけばいいんだ、命令に違反したつて、あとの罰則を見たら懲役六カ月、十万円以下でしよう。特定企業やコンビナートをやるような会社になんか十万円ぐらいの罰金をかけても何の効果もないですよ。このごろは採石や砂利なんかをとる業者なんか、違法だというのがわかつておつて石をとつて、そうして五万や十万の罰金を先に納めておいて、そうして一つの石が二百万とか三百万するのだから、そんな罰金くらい何ともないのだといつてやつておる。少なくとも大企業になると、一つのメンツがあるからそんなことはないだろう、こう思うかも知れぬけれども、私は今日こんな十万円程度の罰金でどうこうするなんという考え方自身が時代おくれだと思ひます。それよりもどうせやるのでしたら、工場立地を認める段階においてもと厳格なチェックをやる、そうして従来の届け出制は厳格な許可制にしていく、そうしてその工場立地について許可をした以上は、大半の責任は許可をした通産当局にもあるいは環境庁当局にもある、こういう責任の主体性というものを明確にしていかなければ、公害防止の問題や環境保全の問題は絶対に解決がつかせんよ。私は、そういう点から、これは立法技術上は、時間がありまけんからあらためて私どもの意見を出しますが、ぜひ許可制にすべきだと思ひます。この点はどうですか。

○藤田委員 私から言えば、全く局長の答弁は詭弁だと思ひます。その許可制をとつたことによつて、その企業主、工場立地をやる者が、社会的に、政府なり自治体、いわゆる許可権を持つ官庁の許可をとつたのだから、たとえば公害の面で言えば、環境破壊につながる公害が起つても、許可をされておるのだからしかたがないというのは、これは工場立地をやつた者と許可をした者の当事者間の問題であつて、地域住民の立場からいけば免罪符にはならないですよ。これは地域住民サイドからいけば、企業立地をやる者と官庁との間に許可をしたかしないかということ、直接的にその第三者である住民の立場とは私は関係は別だと思ひます。そういう点で本腰を入れて、さればこそ、私は当初から、環境保全あるいは公害の未然防止について万全を期せようことを目的の条項の中に入れていふのはそごであつて、全体的に流れているものがどのようになつていふか、あつても、公害を未然に防止して環境保全をするのだと言つても、届け出制と許可制の問題一つを見ても、私は、政府にほんとうに本腰を入れて工場立地の段階で環境保全の万全を期すのだとかまがえないというふうな思ひがたがたがない。ですから、これはぜひひとつ許可制にすることを要求します。

○田中(六)委員長代理 退席、委員長着席

これは大臣、いま言つておるような私の主張に對してどうですか。許可制にして特別問題はありますか。ないでしよう。

○中曾根国務大臣 われわれのほうの法のたてま

企業家の土地所有に比べますとたいへんな制限になつてくると思ひます。

もう一点、さらに許可制ということでありまして、立地段階において許可をした、そのあとは環境について、住民に対して免罪符をとつて大いばりでやられるというような弊害も考へた次第でございす。そういう判断から届け出、勧告、命令の体系が最も妥当ではないかと考へた次第でございす。

○藤田委員 私から言えば、全く局長の答弁は詭弁だと思ひます。その許可制をとつたことによつて、その企業主、工場立地をやる者が、社会的に、政府なり自治体、いわゆる許可権を持つ官庁の許可をとつたのだから、たとえば公害の面で言えば、環境破壊につながる公害が起つても、許可をされておるのだからしかたがないというのは、これは工場立地をやつた者と許可をした者の当事者間の問題であつて、地域住民の立場からいけば免罪符にはならないですよ。これは地域住民サイドからいけば、企業立地をやる者と官庁との間に許可をしたかしないかということ、直接的にその第三者である住民の立場とは私は関係は別だと思ひます。そういう点で本腰を入れて、さればこそ、私は当初から、環境保全あるいは公害の未然防止について万全を期せようことを目的の条項の中に入れていふのはそごであつて、全体的に流れているものがどのようになつていふか、あつても、公害を未然に防止して環境保全をするのだと言つても、届け出制と許可制の問題一つを見ても、私は、政府にほんとうに本腰を入れて工場立地の段階で環境保全の万全を期すのだとかまがえないというふうな思ひがたがたがない。ですから、これはぜひひとつ許可制にすることを要求します。

○田中(六)委員長代理 退席、委員長着席

これは大臣、いま言つておるような私の主張に對してどうですか。許可制にして特別問題はありますか。ないでしよう。

えが誘導行政的にやろうという考えでやつておるものでございいますから、届け出、それから勧告、聞かなかつた場合に変更命令、そういう形で指導して地域との調和を保つていこう、それでびしと壁をこうつくるというやり方よりも、むしろかなりの周囲との調和というのを考えてみて、そしてそつちへ引つぱつていく、そういう考え方が基本的にあるわけでございいます。事実上結果においては許可制と同じ効果を持つと私は思うのです。ちゃんとこちらの準則に合わないような場合については変更を命ずるわけでございいますから、変更を命ぜられて聞かないというようなことは、いまの日本の企業の場合にはあまり考えられないと私は思います。それから、事実上において許可制と同じ効果を生むというような考え方が私たちにありわけでございいます。

○藤田委員 いま聞きますと、大臣のおられる時間は半まででございいますので、なお同僚議員の質問も大臣に向けてあるようであります。若干の時間大臣が時間を延ばしていただくことができれば、それは一番都合だと思ふのです。そのことを要請しながら、私あと一つだけ質問をしたと思ひます。

私は、いま大臣が答弁になられたようなことであつても、許可制にしたからそのことが妨げられるものではない、こう思ひます。したがつて、これはぜひ許可制にすることをたてまゑとして、法律全体の仕組みを部分的に改正せざるを得ないとすれば、そのようにしてでもこれは許可制にすることが望ましい、ぜひそうすべきだということを主張いたしておきます。

そして次に、第六條の關係だけ済ましておきたいと思ふのですが、この第六條の三項において、「特定工場に係る事業を所管する大臣は、第一項の規定による届出で当該特定工場の設置の場所が指定地区に属するものを受理したときは、遅滞なく、その届出書の写しを環境庁長官に送付するものとす。」こうなつておるわけでありますが、私は、当初来からの質問の趣旨にも関連するわけで

すけれども、この改正立法が公害環境問題について特に意を用いたというのであれば、この指定地区だけに限定する必要はないのではないか、特定工場といへども公害を発生するおそれのある企業はたくさんあるわけですから、この公害に関する部分、環境保全に関連する部分は、環境庁長官に對して届け出書の写しを送付するということのようなものではなくて、公害に関する部分については、むしろ優先して公害を環境庁長官の手でチェックする、こういう責任を明確にする必要があるのではないか、こう思ふわけでありますが、そういう意味から言つて、この部分については、特定工場及び指定地区に属するこの届け出書は、環境庁長官と通産大臣と同時並行的にこの書類を提出して、公害關係の部分については、環境庁長官が、通産大臣のチェック以前に環境庁長官の責任においてチェックをしていく、こういう仕組みに変えていく必要があるのではないか、こう思ひますが、どうでしょうか。

○青木政府委員 この届け出書につきましては環境庁長官に写しを送付することになっておりますが、環境庁と通産省の關係でございまして、環境庁は、環境保全に関する行政を総合的に推進することをおもな任務としておるわけでございまして、しかしながら、環境保全につきましては、各省ともそれぞれの任務を遂行するにあたりまして、最重点を置いて行なわなければならないことは当然でございまして、通産省としまして、製造業等の大部分を所管する責任から、工場が立地される段階では、環境保全につきましては厳重な注意義務を課すことが私たちの責務だと考えております。他方、環境庁が総合官庁といたしまして果たすべき役割もございまして、本法でも、この届け出書の写しを送付することによりまして十分なチェックをしていただくことになると考えております。環境庁長官は、その権限といたしまして「環境の保全を図るため特に必要があると認めるときは、關係行政機関の長に對し環境の保全に関する重要事項について勧告することが出来る。」というこ

とがございしますので、環境庁長官のほうで十分チェックしていただきまして、必要があれば通産大臣に勧告をしていただき、こういう法律の立て方にいたしておるわけでございいます。

○浦野委員長 加藤清政君。

○加藤清政委員 大臣が十二時半までという理事会の申し合わせでありましたが、二、三分少しお許しを願ひまして大臣に質問したいと思ひます。

私は、まず本法律案の質問に入る前に、これまで政府によつて行なわれてまいりました企業政策並びに公害対策について、大臣の基本姿勢についての御質問をしたいと思ひます。

政府は、これまで一貫して高度成長政策をとつてまいりまして、GNP拡大路線を指導してまいつたわけでありますが、私は、このような大企業を中心とする生産の拡大第一主義こそが現在の異常な物価高をもたらし、またインフレを高進させ、日本の全国土に公害をまき散らす要因であつたと考へるのであります。北海道の苫小牧から新潟、富山、川崎、四日市、徳山、熊本、果ては鹿児島、の離島に至るまで、まさに日本を縦断する形で公害病患者が発生して、国民の不安感を一そうつたせておられます。しかも、これらの公害の元凶がすべて大企業による廃液のたれ流しであり、大気汚染であることが明らかになつております。このような事態を見るにつけ、世界の大国にのし上がったわが国の経済力、つまりその中心にない手である大企業は、国民の生命を代償にして今日の繁栄を築いたものであると言つても過言ではないと考へるものであります。一体、国民の命と引きかえに作り出された繁栄とはだれのためにあるの

でございましょうか。私は、これらの公害病患者の切実な訴えを耳にするにつけ、一方加害者である大企業のいんげん無礼な釈明を聞くにつけまして、心から憤りを禁じ得ないのであります。大企業を指導する総元締め立場にある通産大臣は、このような現状について、いかように感じておられるのか、また公害行政について、どのような方針で対処しようとしておられるのか、大臣御自身の率直な見解を伺ひたいと思ひます。

○中曾根國務大臣 率直に反省いたしまして、一九六〇年代の高度成長が行なわれまして、もう少しテクノロジー・アセスメントとか、環境に對する配慮とか、国民福祉に對するさらなる配慮というふうなものが必要であつたように思ひます。現在、水銀問題とかPCBの問題というふうなものは、その初期においてもと嚴重に手当てをすれば、今日の被害をこれだけ大きくすることを防ぎ得たかもしれません。そういう意味において、これはおくれればせながらございいますけれども、いま一生懸命手当てをしているところでござい

ます。やはり企業の社会的責任及びそれを保持させる監督官庁の責任というふうなものをよく反省をして、こういうような結果が次の時代に起こらないように、今日ただいまわれわれは嚴重なる監視と、それから行政的措置をしていかなければならない、そのように思ひます。

なおまた、被害者に対しては、PPPですか、企業者負担の原則をもつて、いま環境庁のほか政府一体になつて処理しております。何とんでも被害者自体のめんどろを見ろということが非常に大事でございまして、公害に関する補償法等も国会に提出するようにいろいろ努力しております。ところでもございまして、被害者に対する医療救護あるいはそのほかの手当て等につきましては、私たちは企業責任をまず第一にしながらも、国としても、いろいろまためんどろを見えていかなければならない、そういうふうに思ひます。

○加藤清政委員 いま公害対策について、大臣から積極的な姿勢をもつて取り組むというお話がありました。過般のストックホルムにおける国連人間環境會議においても、まさに公害国日本のレッテルを張られたわけでありまして、公害対策に對する大臣の御答弁がいまありました。このよう

地法案の背景につきましてお尋ねいたしたいのですが、これまで通産省が行なつてまいりました産業政策、企業対策に対する深刻な反省の中からこの法案が提出されたものであると考えますが、この点について大臣に率直な御意見を伺いたいと思ひます。

それと同時に、既存工場の公害防止環境施設の整備については、どのような対策を立てておられるのか、大臣の御答弁を願ひたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 既存工場の問題につきましては、いろいろ金融上あるいは税法上等のめんどうを見て、緑地を多くするとか、そういうような配慮をして、実施をする工場については、政府としてもいろいろ便宜の措置を講じておるところでございます。ただ、この法案全体を見ますと、新設の工場に対する措置が中心であつて、既存の工場に対する措置が弱いと御指摘になります。また、まさにそういう点があると反省いたします。ただ、既存の工場については、いままで公害諸立法によつて厳重な規制をして、その順守を行なわしめておるものでございますから、さらにベターな方向に行こうとするものについては、われわれとしては、そういういろいろな援助をするという措置を講じていこう、そういう考えに立つて今度の法案ができておるものでございます。

○浦野委員長 本会議散会後委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時三十分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。加藤清政君。

○加藤清政委員 午前中に、産業政策並びに企業対策に對しまして、中曾根通産大臣に基本的な姿勢と、またこの法案が提出されるに至つたそのことが、従来の産業政策並びに企業対策に対する深刻な反省の中から出てきたということ、基本的な姿勢について質問をいたしましたので、これ

から具体的に内容につきまして、若干質問を続けたいと思ひます。

それでは、引き続き工場立地法案に關しまして質問いたしたいと思ひます。

産業公害総合事前調査は、その調査結果をもとにして、進出企業の業種なり規模を制限したり、あるいは進出予定企業に中止を求めたりするためのものであるのか、あるいはまた各種のデータをとりそろえて企業の利便をはかるというような意味合いのものであるのか、お尋ねいたします。

また、この調査結果は、調査簿を作成して閲覧できるようにすることになつておりますが、これを公表して地域住民の理解を深める一助にしようという考え方はできないものであるかどうか、閲覧できるようにしていただければという理由が、その点についてお尋ねしたいと思ひます。

○青木政府委員 お答えいたします。

産業公害総合事前調査の目的のお尋ねだと思ひますが、大規模な工場が集中して設置される地域におきまして、多数の汚染源から大量の汚染物質が集中的に排出されるわけでございまして、これが地域特有の自然的諸条件の影響を受けることになりまして、著しく重汚染を惹起するケースが多々ございまして、このような地域におきまして著しい重汚染の発生を防止に万全を期するためには、工場建設の段階から未然防止のために積極的な措置を講じる必要があるわけでございまして、この調査は、このような地域における工場の新増設計画を集团的にとらえまして、各種の科学的な汚染予測手法を用いて、これらの工場群からの汚染物質の排出を予測して、この予測された排出予定量を環境受容能力の範囲内に押えるように企業指導を行ない、必要な場合には勧告、命令を出すためになつておるわけでございまして、この調査の結果でございますが、このような調査は、現実には通産省が府県の協力を得て行なうことになりまして、この結果は公表いたしまして、そこに進出する企業の判断に資すると同時に、あらゆる人に見ていただきまして、この調査の結果

を十分に認識していただくという手段をとることになつております。

○加藤清政委員 第四条第一項第一号であります。生産施設、緑地、環境施設などについて省令で定めて、その省令で定められたものをもとにしまして、それぞれの面積比率を定めることになつておりますが、これらを省令にゆだねた根拠は何であるか、その点お伺ひしたいと思います。

○山下(英)政府委員 生産施設と用地の比率あるいは工場内におきます施設の配置等につきまして基準をつくるわけでございまして、これは業種ごと、また地域の実情に合わせて、わりあいとこまかく基準をつくる方針でございまして、技術的かつ詳細なものになりますので、他の法令の例にもならつて告示できめたいと思つた次第でございます。

○加藤清政委員 次いで第四条の第一項の三でありますけれども、「工業団地について一体として配慮することが適切であると認められるもの」についてのみ準則の公表をすることにしておりますが、こうした団地の場合には、本来これを一体のものとしてとらえて、包括的に規制をしていくということをしなないと実効があがらないのではないかとお尋ねしますが、この点についてはどう考えておられますか。

○山下(英)政府委員 工業団地の規制は、通常工業団地をつくる者がつくりましたあとで土地を分譲して実際の工場経営者にまかすわけでございまして、規制の対象としては、やはり実際にその土地を使う工場の経営者がよろしい、こういうことで工業団地造成者ははずしたわけでございまして、ところが、実際はどうかといふと、現在までもそうでございまして、地方公共団体または公的機関等が団地造成をする場合が大部分でございまして、団地造成にかかわる政策浸透は、そういう公的機関を通じて、またあるいはその他の法律によりましてできるものと存じております。

○加藤清政委員 第六条に「製造業等に係る工場又は事業場(政令で定める業種に属するものを

除く)であつて、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模以上であるもの」ということになつておりますが、敷地面積、建築面積等の規模を政令で定めることにしておることについて、現在どの程度のものを考へておられますか、お伺ひしたいと思います。

○山下(英)政府委員 現在の工場立地調査法におきましては、それぞれ三千平米及び九千平米という基準でやつておりますが、今度の新しい法律を適用いたしますときは、もちろんそれが基準になりますけれども、特定工場のすそ切りの規模をどのくらいにするか、また建築面積、敷地面積との関係は、結局先ほどお尋ねのございました第四条の準則のきめ方に関係いたしますので、現行の基準を参考に、準則で定める比率とらひ合わせた上できめたい、こう考えております。

○加藤清政委員 第六条のただし書きで、指定地区以外の地域に進出する企業については、一定以上の規模であつても汚染物質の最大排出予定量及び予防措置についての届け出をなくともいいということになつておりますが、この種の企業に対する規制は、どの省令がどのような法律に基づいて規制をしておりますか。

○青木政府委員 本法に規定する工場立地に伴う公害防止に関する調査は、大規模な工場等の設置が集中して行なわれると予想される地域において、多数の汚染源から大量に汚染物質が排出されることによつて著しい重汚染が生ずることを防止することを目的とするわけでございまして、このために、著しい重汚染の発生をおそれがある地域については本調査を行ないます。当該地区を行ない、当該地区を指定地区とする予定でございまして、その指定地区に立地しようとする工場群から著しい重汚染の発生を防止するために、その地域に立地しようとする工場から必要な事項の届け出を行なわせることにしているわけでございまして、したがひまして、指定地区以外の地域につきましては、個々の施設ごとに行なわれます大気汚染防止法等の公害規制法に基づく規制が順守されるな

らば、著しい環境汚染をもたらすおそれはないと
考えられますので、この届け出を免除しているわ
けでございます。

○加藤(清政)委員 また将来、複数企業が進出を
して重合汚染の心配が持たれるような事態になっ
たときには、どのような対策を講じますか。

○青木政府委員 そのようなおそれが生ずる場合
には、あらかじめ指定地区に指定いたしましたし、
調査を行ない、届け出をとるということにいたす
所存でございます。

○加藤(清政)委員 次に、第十五条の二でありま
すが、環境施設の整備をする企業に対して必要な
資金のあつせんなどの措置を講ずることによりてお
ります。地方自治体が工業団地の緑化だとか環
境整備を進めようとする場合には、どのような助
成措置が講じられますか。お尋ねしたいと思いま
す。

○山下(英)政府委員 第十五条の二に關します助成
措置で、私どものほうは二通り考えております。
まず、工業団地につきましては、工業団地の環
境整備のために直接国が補助金を出す方針でござ
います。

それから、工業再配置法に基づきまして工業団
地をつくり出す場合に利子補助金を出してござい
ますけれども、その補助の幅をこの法律に基づいて
準則に適するような緑地、環境を整備する場合に
は広げたい、補助幅を拡大したい、こう考えてお
ります。これが補助金をもつて団地造成を助成し
ていく一グループでございまして、次に個々の工
場につきましては、融資によつて緑地造成を誘導
してまいりたい、そのためには開発銀行及び中小
公庫から低利融資をしたいと思ひます。

なお、十五条の規定による税制上の優遇措置を
かね合せて緑地造成準則の比率を守らせていく
という方式を考えております。

○加藤(清政)委員 次に、命令に違反した場合の
罰則規定が、本法においては最高でも六カ月以下
の懲役または十萬圓以下の罰金というたいへんゆ
るやかなように感ずるわけでありませうけれども、

六カ月以下の懲役または十萬圓以下の罰金という
あつてなきがごときゆるやかな罰則であると思
うわけでありませうが、もつと罰則を強化して峻厳な
態度をもつて臨む必要があると思ひますが、
その点についてお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 命令違反に對して十六
条の罰則がかります場合、おつしやいますとお
り十萬圓以下の罰金と六カ月以下の懲役でござい
ますが、この十萬圓という金額は、現在一般の法
令並みに見まして安過ぎるというレベルではない
と思ひます。全般的罰金のレベルが二十年來の
物価動向等に関して低くなつておる一般情勢はこ
ざいますけれども、他法令並みのレベルだと思ひ
ます。私どもが苦心いたしましたのは六カ月以下
の体罰懲役をつけることとございまして、これも
法制局と重々審議しましてかまわないじやないか
という結論に達したわけでございます。

なお、十九条には罰則規定も置かれまして、罰
則としてはこの程度でやつていけるであらう、も
ともと根本の思想が周囲の環境、住民との調和に
主眼を置く法律でございまして、コミュニティ
等から好ましく思はれないような企業経営、工場
立地という場合には、命令違反をしたというだけ
で、その環境は周囲の社会が安住できない性質の
ものだと思ひますので、そういった社会的環境、
雰囲気ともあわせ考えらるならば、十六条、十九条
等で十分ではないかと考えております。

○加藤(清政)委員 公害がたいへん深化してま
いりましたし、特に過般のストックホルムの環境人
間會議においても公害国日本というレッテルを張
られた今日におきまして、公害に對して十分なる
対策を立てていかなければならぬ。これは工場
立地以前の問題として当然のことであらうと思
うわけでありませうが、特に工場立地をやる場合
は、届け出制度ではなくして、むしろ許可制にすべき
であると思ひます。公害防止
という立法の精神からいいますと、もつと強い
規制をもつて公害に對する対策を打ち出すべきで
はなからうか、そのように思ひます。

社会通念上からいひましても、企業公害の深化の
過程の中におきましても、もつと強い体罰あるい
は罰金刑を課して、その企業に對する警鐘を乱打
する必要があるかと思ひますが、いま
ま局長からの御答弁で、その点ももつと強い体罰
を課すべきではないか、このように思ひます。

この法案の趣旨が公害を防止し、周辺の生活環
境との調和を保つための基礎を整備することにあ
る以上、周辺住民の権利を守り安全な生活を確保
するために、住民の意見、要望を十分に聴取する
ことは当然であらうと思ひますが、こ
の法案では、通産当局と事業者のこゝしか触れら
れておらず、肝心の地域住民が置き去りにされて
いるように思ひますが、この点についてどうか、
お尋ねしたいと思ひます。

さらに、今後の開発については、地域住民の意
思、地方自治体の意向を尊重することなくして進
めることはできないと考えられますが、むつ小川
原だとか伊達火力発電の現地における反対闘争な
どの現況とあわせて通産当局の御見解をお伺いし
たいと思ひます。

○山下(英)政府委員 コンビナート周辺住民との
調和というのがこの法律による調査及び準則によ
る規制の主眼点でございまして、特にコンビナート
の場合には多数の工場が集中しておりますので
重合汚染が発生する危険がある。それからまた第
二には、主として住民が訴えられますのは騒音あ
るいは粉じん等による被害の問題であらうと思ひ
ます。従来の経験から申しましてそういう点だと思
ひますが、この法律では、コンビナートにつき
ましては公害の防止に關する調査をして、工場立
地の事前にもそういう調査結果を発表すると同時に
届け出、勧告、命令の制度によつて重合汚染を防
ごうということが第一点でございまして、第二点
は、準則によりまして施設の比率、緑地等を工場
敷地内に設けてもらう、こういう仕組みでござい
ます。

その場合には、特に従来ございませんでした工場の
敷地内の私有地について、かりにそれが十という

面積である場合には、そのうちの二とか三とかしか
生産施設に使つてはならない、また、その周辺の
二とか三とかは、これはかりの数字でございま
すが、二割なら二割は緑地にしてほしいという趣旨
の誘導行政をいたすわけにございまして、これは
私有権の従来の考え方に対して非常な制限を
課するわけにございまして、したがって、強制
的におよそ工場の立地はいけないものだ、許可を
受けたものだけがやつてよろしいという仕組みも
法律論としては一つございまして、私ども
は準則を公表して、届け出をしてもらつて、それ
で實際上、その地域の環境等に關する判断をした
上で、要すれば変更の勧告をし、命令をしてい
う、こういうたてまえでございまして、そしてその
ベースになりますのは、無公害工場をつくり、環
境に注意し、住民と調和するということとござい
まして、その際に、住民に意見がある場合、市町
村長に意見がある場合等は、十分行政上反映さ
していくべきだと考えております。

さらに、お尋ねのむつ小川原等の具体的な点に
つきましては青木局長からお話し申し上げます。
○青木政府委員 ただいま具体的なお話でござい
まして、むつ小川原の問題が出ましたが、この開
発につきましては、現在企画庁のほうで総合的に
開発の計画を練つておるところでございまして、私
どもといたしましては、進出企業につきましては
十分地域住民との意思の疎通をはかりまして、十
分の了解のもとに工場進出をするように指導して
まいりたいというふうに考えております。

○加藤(清政)委員 財団法人日本工業立地センター
という組織がありまして、われわれのところにも
陳情が来ておりますが、工業立地に關するイン
フォメーションや調査や研究活動を行なつてお
り、通産省から委託費が出されておると聞いてお
ります。この立地センターの主たる経費は自
転車振興会からの補助金でまかなつておるという
うなことを聞いております。立地センターに限ら
ず、自転車振興会は各種団体に對して資金を提拱
しておるようであります。自転車、競輪事業の一

定金額、比率によつて、振興会の予算で支出されておるといふことで、ちなみに昭和四十八年度の収入予算が約二百八十億円、そしてその内訳としては公益事業部が百三十九億で、機械事業振興費として百四十一億円を配分しておるといふことを聞いておりますが、この振興会の性格及び資金の分配先、補助方針、その額等について、この際、資料の提出を求めたいと思いますが、委員長ひとつお取り計らいをお願いいたします。

○山下(英)政府委員 ただいまのお尋ねは、日本工業立地センターに自転車振興会から出しており、ます寄金及び自転車振興会がその他諸団体に出しておる補助金、支出金等の資料だと存じます。前者は手元にございますが、後者は相当広範囲にわたりますので、後ほど資料にしてお届けいたします。

○加藤(清政)委員 それでは、この社団法人日本工業立地センターに対しての委託調査あるいは補助金等についての額並びに自転車振興会からの各団体に対する資金の配分先あるいは補助方針、額、そういう点につきましては、また後ほどひとつお渡し願いたいと思います。

そこで一点お尋ねいたしますが、この日本工業立地センターの役員は、石坂泰三氏を会長にして、財界の人たちが理事に二十九名並びに地方公共団体の長、知事だとか市長だとか、そういう人たちが二十九名で構成されておるわけでありましてけれども、これに中小企業者の人たちが入っていないわけですね。そこで、中小企業を含めた工場だとか事業場なども地方移転が活発化して工業団地などへの参加がこれからどんどんふえてくると思いますが、この種の団体へ中小企業の代表を加えて指導助言をすべきではないか、そこに中小企業に活を入れて工場立地に実をあげるといふことになろうと思つておられますが、そういう点について、ひとつ財界だとかあるいは知事だとかいう地方公共団体だけではなくして、その中に中小企業者も入れてこういう工場立地の実をあげていくという点についてのお考えをお尋ねしたいと思つてい

ます。

○三枝政府委員 お答え申し上げます。

この工業立地センターに現在中小企業の関係者といつたしましては、評議員といつたしまして商工会議所の専務理事が一名加わつてございます。しかし、ただいま御指摘の中小企業関係の工業団地の相当部分は公共団体、府県の造成あるいは市町村の造成といふことが多岐にわたつてございまして、その意味におきまして、単に立地拠点としての意見反映といふことでの県といふことだけではございませんで、県の立場で中小企業団体を造成するという見地からの意見も反映するという立場でこういうような構成をとらせていただいております。このことでございます。もちろん積極的に中小企業の分野におきましても工業団地の連合会あるいは協同組合連合会とかいろいろございまして、その辺に当方として働きかけまして、役員等に、あるいは会員等に御参加いただくといふことは一向差しつかへございませんで、またそういうような御指導をしたいと思います。

○加藤(清政)委員 時間も参りましたので、関連質問として藤田委員が若干残つておりますので、藤田委員にバトンタッチをしたいと思います。

○浦野委員 順序としては野間君になつてから……

(藤田委員「委員長の良いように」と呼ぶ)

野間 友一君。

○野間委員 私は、共産党を代表して、工場立地法について若干の質疑を申し上げたいと思つております。今日ほど大企業本位の政治の中で公害問題、環境問題で、非常に深刻な国民の健康や暮らしを破壊しておるといふ事態はないと思つております。農業あるいは漁業、地場産業、これらの衰退を招いておる。

実は私、一九七〇年にフィンランドのヘルシンキで民主法律家協会の総会があつて参つたのですが、このときでも、日本の大企業の公害は世界的に有名になつてゐる。私たちは、イタイイタイ病とかあるいは水俣病のパネルを持つていつて世界の

法律家にこれを披露したわけです。最初はびんときないわけですね。日本のような高度に発達した資本主義国の中で、このような残酷な、残酷な被害が起こるはずがない、最初は世界の法律家がそう言うわけですね。ところが、これが現に起こつておるのだといふことで説明しますと、初めて大企業本位の政治、日本の独占、これがいかに過酷な、いかに残酷な被害を与えておるか、この点についてすべての法律家が大きな怒りをもって大会を開いたわけですね。このように世界的に日本の環境問題、公害問題といふものは有名になつておるといふ点について最初に申し上げておきたいと思つてい

私たちがこの工場立地法を見た場合、このような命や暮らしを破壊するいままでの政治、この中で、あちこちで国民の猛反響を食つておる。したがつて、そういう前提の上で新しい産業立地、工場立地をするのは非常に困難になつておる。そこで、今回の改正によつて何とか糊塗する、そういうような背景があつてこの法律ができたんじゃないかといふふうに私は思つておる。

そこで、具体的に聞いていくわけですが、まず公害防止の事前調査、これが今回の改正によつて法制化される。これは二条にありますが、資料によりますと、すでに昭和四十年からこのような事前調査がなされておるわけですね。ところが、事前調査がなされたはずのものでありながら、たとえば鹿島とかあるいは水島その他多くのところで現に公害が発生して問題になつておる。このことについてはすでに御承知のとおりなんです。これはもし事前調査をしたとすれば、明らかに公害が予測できたはずだと思つておる。ですから、この調査の中で、たとえばいま申し上げた鹿島とかあるいは水島ですね、予測できなかったかどうか。また予測したにもかかわらず、公害そのものを予防できなかった、この原因は一体どこにあるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○青木政府委員 ただいま御指摘の事前調査を行なつたにもかかわらず公害が生じたのは何ゆゑか

という御質問かと思つていますが、まず一般論で申し上げますと、昭和四十年から四十七年までに産業公害総合事前調査といふことで、大気関係、水質関係、合わせて約五十地域にのぼる調査をいたしておるわけでございます。これらの地域におきましては、調査の実施後工場立地が進展いたしました。したが、これらの進展が予想されるものなどの開発の態様がいろいろございまして、一がいには言えませんが、通産省といつたしましては、対象地域の環境汚染の状況を極力環境基準の範囲内に押えるように指導したものでありまして、ある程度の効果はあがつていたものと言えらると思つてい

(委員長退席、稲村(佐)委員長代理着席)

しかしながら一方、御指摘のとおり、対象地域の周辺にぜんそく患者が発生するなどの公害問題が生じているということも事実でございます。

これらについて考えられる原因を申し上げますと、まず第一に、事前調査が指導方針をいたしておりました従来の環境基準そのものが、人の健康を保護する上で残念ながら必ずしも十分な目標値でなかつたという点にあると思つておる。このために、政府といたしましては、この反省の上に立ちまして、五月に二酸化硫黄にかかわる環境基準を改定するとともに、二酸化窒素についても環境基準を設定したところでございまして、これらの環境基準は国際的な水準から見ましても相当きびしいものでございまして、こういうことによりまして、今後人の健康の保護に万全を期することができるといふふうに考えております。したがつて、今後の調査は、これらの新しい環境基準が維持達成できることを目標に進めてまいらるつもりでございます。

それから第二には、事前調査に基づいて行なつてきました行政指導も、最終的には企業自身がそれをよりどころとして操業することにより担保されるものでありまして、おのずから限界があつたといふ点を反省するわけでございまして。

第三には、従来の事前調査は、予算上の制約もございまして調査の精度が高められなかつたこと

や、調査手法の点で未熟な面があったことも私も認めざるを得ないと思います。しかしながら、過去十年近い経験を有しますこの調査の手法自体は、実用化されているものと思われましては国際的に見ましても高水準にあると思われまして、これは昨年九月、日本で開催されましたOECDの大気管理グループの会合においても認められておりまして、今後さらにこの改善をはかりまして完璧なものに近づけて、将来こういう問題が起らないようにしたいと考えております。

それから、御指摘の具体的地点につきまして簡単に一例をあげて申し上げますと、鹿島の関係でございますが、鹿島地区における大気関係の調査は、四十年年度並びに四十三年度にコンビナート完成時点を目録年度とした調査を実施しております。コンビナート完成時点においても環境基準を越えることのないように事前の改善指導を要行なうたわけでございます。

硫酸酸化物にかかります大気汚染の現状は、昭和四十六年度までに測定されておる全測定点におきまして、従来の環境基準には適合しているわけでございます。また、四十五年、四十六年度におきましても汚染が進行している傾向は見られておらないわけでございます。

これを若干具体的に申し上げますと、調査対象時点を鹿島臨海工業地帯の完成時点といたしまして、現在立地している企業、将来立地予定している企業二十八企業、三十一工場のばい煙発生施設を調査しております。それから、企業から提出されました第一次案では、使用燃料の平均硫黄含有率が一・四％でありまして、風洞、模型及び電子計算機によるシミュレーション予測結果では、一時間値〇・五九二PPMの最大濃度が出現することが予測されたわけであります。このために最大重合汚染濃度が環境基準に適合するよう各企業の煙源の改善を指導いたしました。その結果、使用燃料の硫黄含有率は一・一％に減少しまして、また排煙脱硫装置も採用されましたために、最大重合汚染の濃度が従前の環境基準に適合することが

確認されたわけでございます。それから、水質関係について申し上げますと、この調査を四十一年度、四十三年度の二度にわたって行なっております。水質汚濁の現状は、生活環境項目のうちCODは、昭和四十六年に水域類型Bの海域において環境基準を越えることがありましたが、昭和四十七年度は環境基準を達成しております。また、油分については、ときに環境基準を越えることがありますが、有害物質についてはいずれも検出されておらず、環境基準を達成しております。

事前調査におきましては、共同汚水処理場の設置、製鉄所排水の活性汚泥処理等を指導しておりますけれども、コンビナート稼働初期におきまして環境基準を達成できなかった理由といたしましては、まず第一には、共同汚水処理場が活性汚泥処理法でありまして、大規模共同施設でありましたために、微生物が馴致されず長期間を要したことでございます。第二には、製鉄所の活性汚泥処理施設の稼働が予定よりもおくれたこととあります。第三には、港湾建設、埋め立てのために一時的の影響があらわれたことがございます。

これらの点は、事前調査自体の欠陥といえます。これも、一時的、過渡的な現象でございまして、本法に基づく企業指導の強化等によりまして、今後は十分処理し得るものと考えております。鹿島の場合には、事前調査の結果に基づく指導によつて現在では環境基準を達成しておるわけでございます。それからまた、水質汚濁事件といたしましては、四十六年四月に製鉄所のシアン排水による魚の大量死がありましたが、これは前述の活性汚泥処理施設の設置がおくれたことによるものでございまして、直ちに対策を講じた結果、その後問題は生じておらないわけでございます。

以上のように、一例として鹿島の状況を申し上げます。成されたけれども、今後調査の手法をだんだん完成させていくこと、それから将来新しい環境基準を達成するような行政指導をしてまいること等によりまして、過去の失敗を未然に防ぎまして、無公害の工場建設につとめてまいりたいというふう

に考えております。

○野間委員 いまの鹿島の、通産省で把握しておられる事実は、日弁連の公害対策の委員会の調査と全然違うわけですね。これについては後日あらためて私のほうでさらに追及したいと思いますが、調査のほうにしても、先ほどの答弁によりまして、調査の内容あるいは方法がいま言われたような事情で非常に不十分であったということは認められたと思うのです。それからもう一つは環境基準、これは以前のものが甘かった、こういうことですね。政府みずから認めた、こういうふうには私は理解するわけです。ただ、それにしてもいまの環境基準を多少きびしくしたとしても、いまの基本法のもとでは排出基準とそれからいわゆる環境基準、これがうまくいかにリンクされておらない。だから、規定を守っても総量としてはオーバーする。一体どこに責任があるのか。こういうふうになり

ますと、責任の所在が明らかでない。こういうような事態が和歌山でも現にいろいろの問題が起つておるわけですね。たとえば丸善石油、それから住友金属、関西電力それから東亜燃料、こういうところが重合汚染しまして、いろいろの問題が提起されておる。おそろしくこの一番根本的な原因は、いま申し上げたようにやはりリンクすること、これをしなければ重合汚染そのものは防げないというふうには私は考えているわけです。この点について御見解を伺いたいと思います。

○青木政府委員 ただいまの御質問は環境基準と排出基準がリンクしてないために実際上の被害が生ずるのではないかというお説かと思いますが、そういうものを最終的に処理するためにはいわゆる総量規制というものを導入する必要があるかと思っております。総量規制につきましては、そのことばの使い方が人々によつて必ずしも一致しておりませんし、内容も必ずしも明確でございませぬが、一般的には、一定の地域内におきます環境保全上の許容できる汚染負荷量の総量を規制するために、個別的な発生源ごとにその排出量を規制するということに解せられると考えております。

政府といたしましても、総量規制の導入が望ましいとして、現在環境庁を中心に前向きに検討しているところでございます。しかしながら、総量規制の実施につきましましてはいろいろの問題がございまして、環境総量を決定する必要があるやうな問題を別配分に関しましてどうすべきかというやうな問題点がございまして、特に、規制の実効を確保いたしますためには観測方法について技術的な問題がございまして、総量規制の全面的採用はまだ現在されてないのが現状でございまして、

この法律におきましては、直ちに総量規制を行ない得ない現状を前提としながら、工場の立地段階でその最大排出予定量に着目いたしまして、総量規制の考え方を生かしながら、工場の立地それ自体あるいはその工場の規模を規制することをねらいとしていっているものでございます。

○野間委員 日本列島改造論の中でも、総量規制、これは田中総理みずからこれがなければだめだ、こういうふうに言われていたわけですね。環境庁も、いまの話に言われていたけれども、近い将来総量規制をやつていく、これがなかったら公害を防げない、こういう態度をとっておると思つたのです。この点について通産省の見解を確認を求めておきたいと思つた。いまの話によりまして、総量規制がなかったらだめだ、いまリンクされてないという事実は認められると思つたけれども、御答弁願います。

○青木政府委員 環境保全をするためには総量規制という方法が理想的であるということとは私も承知しております。ただいま申し上げましたようにいろいろの問題点はございまして、この問題点を極力早く克服しまして総量規制を実施するという方向で通産省も検討してまいりたいというふうに考えております。

○野間委員 さらにその点についてですが、具体的にいつごろからやる予定であるのか、単に将来の目標としてそういう方向で検討したいという趣旨だけなのか、その点についてひとつお答え願いたいと思つた。

○河野説明員 ただいま公害保安局長からも御答弁がございましたように、環境庁におきましても総量規制の導入につきまして検討いたしております。

問題点としては、その地域に対して汚染物質の排出許容量の算定をどのようにするかという問題がある。これはその排出許容量を個々の企業にどのように割り当てるかとか、いろいろ技術的な問題がございます。現在総量規制の基本となります地域の環境容量の設定の手法を開発するために、コンピュータシミュレーションの手法によりましてその評価方法を検討しております。今年も引き続きやってまいります。これらの結果を踏まえまして、できるだけ早い時期に総量規制方式を導入したい、かように考えております。

○野間委員 できるだけ早い時期というのはいつごろを想定されておるか。

○河野説明員 現在そういう調査を実施しておりますので、その結論を待って検討し、でき得れば四十九年度中には結論を得て実施したい、このように考えております。

○野間委員 いま四十九年というのが一つのめど、こういうふうにお聞きしたいわけですね。これでは私はやはりおそいと思います。可及的すみやかに、早く調査をして、この導入をぜひ至急にきめていただきたい、こういうふうに強く要望しておきます。

次に問題を進めますが、三条の関係でお聞きします。ここには工場立地調査簿の規定がありますが、これは一般に閲覧することができ、こういう規定になっております。先ほども同僚委員のほうからも質問があったわけですが、いわゆる事業者の秘密に属する事項、これは通産大臣も答弁されましたけれども、あらためて具体的に、この秘密に属する事項について、何を考えておるのか、私はこれはもう取っ払うべきだというふうに考えます。大臣が答弁されたわけでありまうけれども、さらにあらためて、ひとつ明確な答弁をいただきたいと思ひます。

○青木政府委員 先ほど大臣からも御答弁ございましたように、公害に関しては極力こういう秘密が少ないことが望ましいわけでございますが、各企業におきまして生産技術には、特許あるいはノウハウ等、企業の機密に属することがございます。場合によりましては国外からの技術導入にかかわる分もございまして、そういう面から申しますと、国際信義の上からもある程度機密を保持しなければならぬ面があることは御理解願えると思ひますが、そういう最小限の面を除きまして極力公開をいたしまして、第三者の安心を得るよう処置してまいりたいというふうに考えております。

○野間委員 大臣は、たしか工業所有権、それから特許、それからノウハウ、この三つをあげたと思ひますが、そういうふうには確認していいわけですか。これ以外のものについてはすべて公開する、こういうふうには理解していいわけですか。

○青木政府委員 大臣がそう御答弁いたしましたとお聞きして、これらがいずれも自然環境あるいは人間の健康とか生命を破壊する、こういう公害で対立した場合にはどうするかということ、これも同僚議員のほうからも聞かれましたけれども、そういう矛盾が必ず出てくると思うのです。この場合にいわゆる企業の秘密というペールでこれらを公開あるいは公表しない、閲覧させない、こういうような結果が私は必ず出てくると思うのです。そういう場合にどう対処するか。私はやはり企業の秘密、特にいま例示したノウハウやあるいは特許、工業所有権、これらと相対立、矛盾する場合には、やはり人間の命を環境破壊から守っていくという立場から積極的にこれらを明らかにする、という立場こそ望まれる。それは正しい立場であるというふうに考えますが、いかがですか。

○青木政府委員 ただいま御指摘のいわゆる企業の機密と人間の健康を守る立場とは相矛盾する、という場合でございますが、こういう際に、われわれとしてはいろいろな技術的な方法があると思ひます。

られるわけでございます。すなわち、企業の機密に触れないで実際に外に出る危険な物質を十分明らかにすると、ノウハウに触れないで外側への有害物質の排出との関係を説明するとか、いろいろな方法があると思ひますので、極力そういう方法によりまして、真に外に出ます有害物質については明らかにする、しかし、ノウハウについてはある程度秘密を守る、こういう両立する方法があるかと思ひますので、極力そういう方法によつてこういう事態を解決していくべきだというふうに考えております。

○野間委員 環境庁いかがですか。

○河野説明員 環境庁といたしましては、そういう有害物質の排出の実態を把握するという点から考えていかなければならぬと思ひます。その場合にノウハウとの関係が出てまいります。通産省と十分協議いたしまして、ノウハウの保護それから有害物質の排出の実態と両立させるように考えていきたい、かように考えております。

○野間委員 環境庁がそういうことじゃ困るじゃないですか。(加藤(清二)委員「基本法でできている」と呼ぶ)そうですね。人間の命と健康、これを最も大切にしようとする立場からあるわけですよ。ですから、私が聞いているのは、矛盾した場合に一体どういう立場に立つか、人間の命を大切にしようとする立場に立つのか、あるいは企業の立場に立つのか、そういうことをお聞きしておるわけですね。あるいはあなたのほうで矛盾はないというふうに考えるのか、この点についてどうですか。

○河野説明員 御指摘のように、環境庁の立場といたしましては、人の健康を保護するということが最優先する立場でございます。その立場に立ちまして、それと関連のあるそういう有害物質の排出を把握する、という技術的な方法であらうと思ひます。それを貫きながら、一方では法のたてまへの、法に規定してございましてノウハウの保護、この両方を両立させる道を見出していききたい、かように考えております。

○野間委員 どうも歯切れが悪いわけですね。そういう歯切れの悪い答弁をしてもなおかつ企業を保護しなければならぬのか、そこが問題だと思ひます。どちらの立場に立つのか。もしそれが矛盾した場合に、あなたのほうでは、当然企業の立場でなくて、命を公害から守っていく、こういう立場にはつきり立つべきだと思ひます。私が聞いておるのは、いま申し上げたように、特許の関係とかあるいは工業所有権、これらと相矛盾した場合に、はつきりと人間の命を守る立場に立つ、こういう答弁を私は求めておるのです。いかがですか。

○河野説明員 先ほど申しましたように、環境庁の立場は人の健康を保護するという立場に立つわけでございます。

〔野間委員「だから聞いておるのです」と呼び、その他発言する者あり〕

○稲村(佐)委員長代理 発言を求めて発言してください。

○河野説明員 環境庁は、人の健康を保護するという立場に立ちまして、それと関連いたしまして、たとえば有害物質などの排出の実態等を把握していかねばならぬ、かように考えております。

○野間委員 前段は、私はそういうふうには理解いたしません。後段は、最後の答弁で飛ばしたところは、矛盾した場合にはやはり国民の健康、命を守る立場に立つ、そういう立場を貫くからということとで抜いたというように私は理解しておきます。それから、工場のいろいろの物質、これの生産高、生産量ですね、こういうものについては、これは企業の秘密に属さない、これは当然閲覧に供する、こういうふうには理解していいわけですね。

○青木政府委員 環境を保全するために必要な範囲内においては当然明らかにすべきでございまして、個々に届けられるような有害物質に関係のあるものの生産に関しましては記載するように解釈されていくと思ひます。

○野間委員 その点は私も理解いたします。それから四條に移ります。準則ですね。工場立地に関する準則が公表される、こういうことになつ

ておりますが、まずこのきめ方の問題ですね。これはやはりこの法案の一番かなめになるもの、こう見ても差しかえないと思ひますが、緑地の比率とか、あるいはその他の事項、これらについて、きめ方の問題として単に「関係行政機関の長に協議」と条文にあるわけですが、これだけではなしに、やはり地方自治体の長であるとか、あるいは直接もろに被害を受ける地域住民の意見あるいは要求、こういうものを反映させてやはり準則をつくらなければならぬ。あとでまた触れますが、国のこのいううしろ向きの姿勢よりも、むしろ地方自治体によつては、もつと前向きに現に緑化を進めておる。国のうしろ向きの政治にもう業を煮やして、もつと前向きに進めておる、こういう事実もあるわけですね。そういう意味で、地方自治体あるいは住民の意見、要求、こういうものを聞いてやはり準則をつくる、こういう立場を堅持しなければ、単に関係機関と協議する、これだけでは十分な準則はできない。これは明らかだと思ひます。なぜこのうしろ向きの姿勢なのか、御答弁願ひます。

○山下(英)政府委員 第四条に「審議会の意見をきいて」とありますが、この審議会は、現在すでにあります審議会をこの法律で換骨奪胎して、その審議会へはかるわけでございますけれども、ここには、現在でも自治体の長、知事が数人入っておられます。もちろんそのほかに各省の責任者、責任的地位にある方あるいは学識経験者等で構成されておるわけでございますが、客観的な判断及び地元の意見を代表していただくということでは、私もこの審議会の意見を十分活用していきたい、こう思つております。準則はもちろん業種別につくりましますけれども、やはり全国一つの基準でございまして、そしてその準則を公表して、今度その立地をする地元の事情、その準則と地元の事情とを兼ね合わせた判断によつて届け出を出してもらふ。その届け出を受けた政府側は、その地元の事情に合せて判断して勧告をするかどうかをきめていく、こういうたてまえでございます。

○野間委員 この準則は、これは全国で通用するものをつくるわけで、一つでしよう。そうすね。そうしますと、関係機関の長との協議だけではなしに、たとえば工業用水審議会の意見を聞くとか確かにありますけれども、この場合にここのでいう工業用水審議会というのは一つです。そうすね。だから、一つの審議会が全国的な事情を把握されるかどうか。準則そのものがやはり私は心臓になると思ひます。業種別あるいは地域性、そういうものを十分考慮してやるとすれば、単に東京にばんとあるこの一つの審議会で、全国的なそういう地域的なものは業種的なものを全部把握して、すぐれた準則ができるのかどうか、非常に私は疑問に思ふわけです。

そこで、お伺ひしたいのは、工業用水審議会の委員の構成、これはあとでまた資料でいただきましたと思ひますが、きよう差しかえないならば、ここでひとつ口頭で答弁していただくというのが一つ。

それから、いま私が申し上げたような意見に対してどのようにお考えになるのか。

もう一つは、最低基準ですね。こういうものを法文化する、法律に明記するというのが必要になると思ふのですがね。これはいろいろな基準を準則の中で定めるわけでしょう。緑地とかあるいは環境施設ですね。ですから、これを最低限度、最低基準を法律にやはり明文化する。これをなぜやらないのか、その点についてもお答え願ひたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 審議会の委員名簿は後ほど一部お届けをいたしましてごらんいただきますが、工業立地及び工業用水審議会の委員は、大学の先生等また新聞社の論説委員等を含めて十名ばかり、さらに各省庁の次官クラス等が十五名以上、県知事が四人、かつ商工会議所の専務ですとか、化学工業会会長、機械工業連合会副会長という工業団体の会長もしくは副会長をしておられるような方が六、七名という構成でございます。

お尋ねの全国一本の準則が意味があるのかというところでございますが、私も、今度の御審議をいただいた法律が誘導立法であること、かつ地域に重点を置いた立法であることから、最終的な法による運用はきわめて地域性の強いものだと思ひます。しかし、それでもまず基準がつくれないものかということと資料を集めておりまして、私も政府として集められました資料は審議会にも提出して御審議をいただくわけでございます。

この国会で御審議いただく際に、それがどこまでいっているのかという御質問が午前中もございましたので、資料を委員会のほうに提出する予定でございますが、現在の御討議の参考に申し上げますと、私も、電力なり鉄鋼なり化学あるいは紙パルプ、繊維等、業種別に現在の事情をいまま統計的に集めております。しかも、その生産施設と工場敷地の関係は、過密地域においてはどうか、過疎地域においてはどうかであるかというようにして集めております。その場合に大規模な傾向がつかめてまいりましたので、その資料を提出するつもりでございます。たとえば、電力の場合に、全国的に見て四割ぐらいが通常である。かりに一〇〇の敷地を持つていけば四〇の施設をつくるのが全体であるという場合に、それでは全国の準則はどうするかといへば、私も、もつといろいろな事情を審議会その他御専門の方の意見を聞いてあれいたしますが、三割なり五割はカットして準則をきめたい。五割カットすれば二割になりまして、今後電力施設の場合には百坪の土地を入れたら二十坪しか生産用地はつくれないという結果になるわけでございます。

鉄鋼の場合にどうであるか。これは六〇ぐらいという数字もできておりますし、化学は六〇ぐらい、紙パルプの場合は四〇ぐらいという数字が出ております。そういう実情を十分つかんだ上で準則をつくる。それからもう一つ大事な点で、工場敷地内の生産施設なり緑地の位置あるいは公害防除施設の位置について政府が介入することになります。が、その場合も基準をつくらなければならないと思ひます。

これはできるだけ法律に書くほうがいいとは思ひ存じておりますけれども、こまかい技術的なものでありますので、他の法令にならつて政令以下の段階に譲つたわけでございます。

これを適用する場合にこの準則の規定をどういうぐあいに運用していくかということ、あるいはまた後ほど御質問があるかもしれないが、準則を示して届け出をもらひまして、受け取つた届け出を審査しますときには、その工場の周辺の事情、たとえばそれがほんとうに森林地帯のまん中にできた工場の場合には緑地比率の要求も変わつてまいります。密集地帯に工場がつてゐる場合と住居が周囲を取り巻いてゐる場合では違つてまいりますので、そういう地域性は、実際の勧告、変更の段階でむしろその地域性に重点を置いた判断をしていかなければならぬと思ひます。

○野間委員 幾つか問題があると思ひます。たとえば、基準の問題でも政令にまかさない、これは別表か何かでやはり基準は基準としてきちん法律上明文化する。たとえば農地法の別表なんか非常に詳細に各府県別にあるように、これは別表でできると思ふのですがね。ですから、そういうことをして、そういう地域性あるいは業種特性によつて多少弾力的に考えていくということであれば、あるいはそれなりにわかると思ふんですが、すべてこの準則にまかす、こういうことになりまして私は大きな問題がある、こういうふうと思ひます。

それから審議会の構成の点について、いま口頭でお聞きしたわけですが、その中にやはり最も肝心な、切実な被害を受ける地域住民の代表、これはやはり欠落してゐる。御承知のように、いま全国で命と暮らしを守るいろいろな会議、組織がつくられております。こういうものも全く入つてない。あるいは全国の公害反対運動の先頭に立つておる良心的な科学者の集まりである科学者会議、こういうものも全くこの審議会の中には盛られていない。考慮されていない。こういうことでは、

私は、やはりほんとうに環境破壊から命や暮らしを守るという、そういう立場に徹するというふうにはならぬと思うのです。何かイナジクの葉っぱみたいな、もともと審議会というものはそういう傾向が強いわけですが、何かつくって、客観的な第三者の公平妥当な者が考えたのだからということ逃げを打つ、そういうことがいまの審議会の構成から十分うかがわれる、私はこういうふうにいるわけです。したがって、この審議会のメンバーの中に、いま申し上げたように一番切実に被害を受ける、そういう者、あるいは先進的な、良心的な活動家、科学者の集まりである科学者会議、これは学術会議でもけっこうだと思いますが、こういう方々をどうして入れないのか。だから審議会の人選だつて非常に恣意的に通産省が一方的にきめておる。結果的にはこういうことになる。私は思うのです。このあたりについて、さらに明確にひとつ疑問にお答え願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 午前中に大臣も申されましたが、自治体の各市町村、県、これらの組織を現在では一応住民意見が反映されるべき組織、こう考へておるわけですが、私どもの審議会でも、そういう意味から県知事代表、それから村長代表、市長代表の方が入っております。先ほど四名と申し上げましたが、知事は二名、村長一名、市長一名の方、そのほかこの審議会には臨時委員というあれがございます、それでまた特別御意見を持っていられる知事等が入っております。そういう現在の自治体組織を通じて、一般的な住民の意見を反映させていきたい。それから、学識経験につきましても私も多大の努力を払つてきておりますので、この審議会では、立地なりあるいは工業用水のそれそれ少なくとも私も私が入手しております情報では斯界の權威と言えらると思ふような先生方が入っております、大学の教授、名誉教授だけでも数人入っております。

とか市町村長、これは実際の具体的な被害の事実を知らないのが普通なんです。だから、いつでもどこでも問題になるのがこの審議会の人選、構成ですね。たとえば、いま和歌山でも、港湾審議会というものが、この中でいまもめております。これは丸善、東亜燃料、こういう石油精製工場、住友金属工業、埋め立てに關して知事のいわば私的な諮問機関として港湾審議会を持ちましていろいろやっております。その人選を見ても、国の機関関係と、それから与党、和歌山では自民党ですが、この県議員は、社会党は一人入っております。そのほか、企業の代表ということ、やはりほんとうに切実な被害を受ける者がなまの自分の実態を訴えて、そしてよくしてほしい、こういう要求を置く、そういう人選がやられていない。これはいまの工場立地及び工業用水審議会、これだけじゃなしに、あらゆる国あるいは地方自治体の機関の中では構成の不正というところが問題になって、住民が非常に怒りを持っていろいろ運動を進めておるわけですが、こういう点で、やはり何と言いましても、なぜこのなまの被害を受けた者を入れないのかということについて、私はどうしても納得できないのです。ですから、このような審議会しか考えられないとしたら私は反対せざるを得ないと思うのです。

それから、この準則について、いまの話では、過疎過密、そういう地域の特性も考え、あるいは業種的にもいろいろ電力とか石油精製とかいろいろの考へてつくるのだという話がありまして、けれども、これはかなり時間をかけて、正確に全国的に十分調査した上で練り上げて、業種別についても単なる大ざっぱなものでなくて、やはり一つ一つできるだけこまかくこういう規制をしていく、こういうことが必要ではないか。これはあとでまた準則等のあれをもちつた上でいろいろ検討して、さらに質疑を進めていきたいと思ふ。私はそういうふうにいるのです。ですから、どのくらい、いつごろつくられるのか、それまでの具体的な作業の過程ですね、こういう段取り等についてひとつ答弁を願いたいと思ふ。

○山下(英)政府委員 準則は、現在私どもの考へておりますのは、業種別に全国の実情を集めまして上でつくつていきたい。地域別には、それを適用していきまうときに、その届け出のありました周辺工場の地域状況と準則との関係を十分勘案してやつていきたい、こう考へております。この法律を御審議いただいた結果、公布になりますれば六カ月以内につくる予定でございますが、私どもは審議会の御審議と順調にはかどるならば、期間内に早目に準則をつくり上げたいと思へております。

○野間委員 準則の法律的な拘束力はいかかなのですか。つまりいまのお話によりまして、一応業種別に準則はつくつていく、ただし、地域の特長性によって何か弾力的に運用するという趣旨に私はいま聞いたわけですが、準則そのものが法律上の拘束力があるのかないのか、ないとしたら、これはつくつたところで単に運用あるいは行政指導の面であつてやむやみにされる、こういう危険性、可能性が十分あると思ふのですが、どうですか。

○山下(英)政府委員 その点はこの法律の一つの核に当たる点を質問をいただいたと思ふ。この法律は、先ほど申し上げましたように誘導立法として、つまり無公害工場をつくらうとするのは、何といつても環境の規制法、着地濃度なり排出基準が本筋だと思ふ。これは環境庁、各省で現行法をあるいは強化してやうていくわけですが、それをさらに別な面からとらえて重合汚染なり総量公害を立地の段階でどこまでできるか。そうなればどうしても土地所有権との関係になります。かつ、先ほど御審議いただきました企業の機密の問題になります。そこで、できるだけ政府が誘導をして、そして立地の段階から公害を除去できる形にしていくという法律でございまして、したがって、届け出が出来ますと、その届け出はもう準則に乗つてもらわねばいけません。準則は公表いたしますから、周知の準則ですから、かりに用地比率二割とされたならば、届け出は二割以内

であれば一八とか一七とか出してくる。ところが、その場合に、先ほど例を申し上げましたので話さしていただきますと、生産施設の比率のほかに緑地率というのがございまして、緑地を何%つくりなさい、しかもそれは工場の周辺につくりなさい、それがかりに土地の五%は緑地にしないといふ準則ができたといえます。それで鉄鋼業者が一五%緑地をつくらねばならぬということを知りた上で、しかも、たまたまその自分のつくる立地帯が森林に囲まれておつて、しかもそれが地域指定として長く緑地であることが明らかである場合、準則は一五%だけれども、こういう理由で自分は二三%で届け出たいということもあるかという例でございまして。その場合には、その地域の事情を勘案する。逆に申せば、過密地帯で、しかもそれが百坪なら百坪程度の小さい住宅の密集しておるところである場合には、準則は一五%の緑地でございまして、その場合には、実際上そういう周辺住民の環境を破壊しないようにその届け出を扱う、こういう運用でございまして。

○野間委員 そうしますと、準則そのものにはいまだ厳密な意味での拘束力はないわけですね。たとえば地域的に見ると、地域の特性に応じて準則をつくるのじゃなくて、業種別には、なるほど私いまのお話はわかりましたが、全国一律の地域性というか、地域の特性に基づいて割合というか、基準をつくるというのじゃなくて、いまの話によりますと、その地域の特性に応じて、あるいは上げたり下げたりが運用上やれるのだということになりますと、これはまさにしり抜けになると思うのです。これは運用上の妙によつてはどうにもなるのじゃないか、こう考える以外にないと思うのです。それがどうにもなるものとすれば、それはいいのだ、こういうことになるのじゃないでしょうか。どうですか。いまの話はそういうふうにお聞きしたのですが、どうですか。

○山下(英)政府委員 そこは法律論として強行規定であるかどうかということにつきまして、その

ま形式的にお答えすれば、非常に微妙な点がございまして。ただ、実定法としましては、先ほど申し上げましたように、準則に反する届け出に対しては、政府は国民に対して勧告の義務があります。したがって、勧告をする、勧告して命令する、命令に対して罰則がある。こういう意味では、強行規定でございまして。ただ、お手元のたとえば第九条の二項の一号をござらぬいただきますと、「第四項第一項の規定により公表された準則に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」という実定法の規定になっておりまして、準則に適合しなければ九条の勧告を出すかというところ、ここは周辺地域の状況を判断して勧告を出す、こういうたてまえになっております。これは私も、もちろん審議会にもかかけ、公表した準則ですから法律上守つてもらへ、準則に対する違反は、勧告するという心がまえであります。したがって、しり抜けの法律というわけではないと思ひます。ただ、ここに行政裁量の余地が残つておりますので、それはいい意味でも、悪い意味でも、この周辺の判断ということが一つよいに入ってくると思ひます。

○野間委員 これは大事なところなので重ねて聞わけですが、法律の拘束力あるいは法律の規定の効果ですね、これは訓示規定と強行規定の二つがあるわけですね。先ほどの話によりますと、たとえば森林で囲まれた工場施設であれば、かりに一五%という準則があったとしても、一五%という緑地率ですね。いま緑地の例が出ましたけれども、そういうような地域の特性にかんがみて緑地を一三%でいい、こういう場合もあり得る。こういうことでしょうか。先ほど言われませんでしたね。そうすると、この準則そのものが一応法律では規定されて、これはいわゆる強行規定、拘束力があるのじゃなく、これは訓示規定なんじゃないか。訓示規定と強行規定のあいこのことではないかと私は思ふのです。そういう意味で、もし運用によつて、いろいろと変わつてくるとすれば、これ

は準則そのものは何の役にも立たない、単に規定があるだけだということになって、これはどのようにならざるを得ないのじゃないか、こういうふうな考えます。その点どうですか。

○山下(英)政府委員 準則をもとにして、違反したもの、適合しないものは勧告をするためであつて、この九条二項一号のような個別的事情によつてその勧告もしない場合が法律上あるという、そういう例外的な範囲におさまつて、先生のいわれる訓示規定ということもまたむべなるかな、妥当なことだろう、こう考える次第でございまして。

○野間委員 そうしますと、これはやはり私は問題があると思ふのです。これは繰り返しになるから言ひませんが、結局運用によつて原則がくずせるといふことになるわけですね。そうしますと結局これは訓示規定である、こういうふうな考え以外にないと思ふのです。これはやはりものと強い拘束力を持たず、そういう意味を付加しなければ、つまり強行規定というふうな理解しなければ、これは大問題だ、このように考えるわけです。それに関連して聞わけですが、緑地あるいは生産施設、それからさらに環境施設、これは広い意味では環境施設の中に緑地が入る、こういうような記載の条文もありますけれども、それぞれの割合、いま業種別に電力とか石油精製とかパルプとかいろいろありましたが、具体的にいま業種別に大体何割くらい考へておるといふような構想があるのかないのか、もしあるとしたら、それを記載した資料をきょうじゅうにいたただけるのかどうか、その点きょうと聞いておきたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 現在の印刷状況では一時間以内にお届けできる予定でございまして。

○野間委員 それを見てものを言へ、こういうことですか。私は、その中に何割という規定が業種別にあるのか、こうお聞きしているわけですね。

○山下(英)政府委員 その中に私どもの考へておる案を業種別に実績をずつと並べまして、そして大体一割から四割の間で各業種の実績に合わせて

きめていこうと考へておりますという案を明示してあります。

○野間委員 そうしますと、かりに本案ができましたら、そして審議会を開いて、その中でその割合、比率を検討する、こういうことになるわけですね。その経過からすれば、そうなるわけですね。そうしますと、いまこの法案を審議している段階では、業種によつてどの業種に一体どれだけの割合を定めるかということについては全くの白紙ということになるわけですか。それとも、従前のいろいろな実績というか、具体的な例から、このあたりに線を引くのが望ましい、そういう一本の線、そういうものを具体的に考へられておるのかどうか、そのあたりがよくわかりませんので、あとはもう審議会まかせ、だから法律さえ通ればあとは審議会でもなんにしてもそれでいいのだ、そこで法案の中に最低基準をやはりきつちり盛り込むべきだ、特に事は重大ですから、そういうふうには私に思ふのですが、どうですか。

○山下(英)政府委員 私どもが入手しました業種別の実績と全国平均を書いてございまして。そしてその実績からものによつては半分にすべきだと思ふし、ものによつては三割ないし五割強化すべきものだと思うという私どもの事務局意見も付してございまして。そして最終的にはそれぞれ業種によつて一割から四割くらいが妥当だということとございまして、したがって、それぞれの考へ方、体系からいへば、その資料をござらぬいたただければ、この業種は大体このくらいだとおわかりいただけると思ひます。

○野間委員 それじゃそれを見た上でさらにまたその点についてお聞きしたいと思ひますが、しかし、いづれにしても、いままでの実績というか、具体的な事例から割り出していくというの、私はおかしいと思ふのです。つまり、既存の工場立地の中で、コンビナートとかいろんなそういうところ、公害の被害が現に出てくるわけですね。ですから、そういういままでの具体的な例から割合を判断するのではなくて、もっと抜本的にやはり

人間の命とか、あるいは環境の破壊からどう自然を守っていくかというもつと高度な見地から積極的に提示をしなければ、私は公害をなくすることはできないと思うのです。

そこで聞きするわけですが、この法律でいう緑地というものは一体どういうものであるか、お答えを願いたいと思うのです。和歌山なんかに行きますと、石油工場で山を削って緑のペンキを塗っておるわけです。これが公害防止だ、こういうわけですよ。だから緑地とは一体何なのか、これをひとつお答え願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 先ほどの点はおっしゃる通りでございますが、私が全国平均の三割ないし五割に減らしたいというのもそういう意味でございます。何と比率が問題なのではなくて、その工場の実態に合わせて公害を防止するということから諸種の条件を判断しておきめいただく、こういう趣旨でございます。

緑地もそういうことでございまして、緑地だけを議論すればおかしなこともありますが、趣旨は亜硫酸ガスなり炭酸ガスのような有毒ガスの吸収、吸着による浄化効果を見る、あるいは粉じん、ミストなどの防除効果を見る、あるいは近隣に対する騒音の防止、こういう意味で緑地というものが取り上げられたわけでございまして、そういう目的から、私どもの定義は、樹木、芝生、その他これに類するような植物が植えられている土地であって、一定の維持管理がなされている地帯、こういうぐあいに定義づけていきたい、こう思っております。

○野間委員 芝生は山にペンキを塗るのとそんなに変わらぬと思うのですがね。要するに、環境の美化という観点から、芝生とかペンキというもの、ある意味では意味があつたとしても、芝生を植えたからこれで公害が遮断される、そういうようにまじめに考えられたとしたら、これは私はどこかおかしいと思うのです。おそらくそういうことまで考えられていないと思うのです。芝生は一体どのような効果があるのか。さらに植林の

予定地、樹木を植える予定地、こういうものを緑地に含まれるのかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○山下(英)政府委員 恐縮でございますが、第二番目は何が含まれるかとおっしゃったのですか。

○野間委員 現に木が植わつて、そして青々としておるといふところでなくて、土地はあるけれども、将来そこに木を植えて緑化するといふ予定地、それも緑地になるのかならないのか。つまり植林して、木を植えて、植栽してそれが成長して一人前に成木するまで二十年、三十年という時間がかかるわけですね。ですから、苗木を植えただけでは、これは芝生と変わりませんし、山のはげたところにペンキを塗るのと変わらぬと思うのです。そういう意味で、緑地というものをどのように内容づけるかといふことは非常に大事になってくると思ひますので、お聞きしておるわけです。

○山下(英)政府委員 緑地の場合、私も、やはり植栽密度といふものを規定していきたいと思ひます。現に一定の樹木が一定の間隔で植わつておる地帯でなければいけない、こう考えて、したがって、その辺の幅、樹木の種類、高さ等がきめられてくると思ひます。

それから、芝生の効果は後ほどまた専門的にお答えいただきますが、やはり吸着効果及び遮断効果を持つておる。それにプラスおっしゃられるように美化の問題で、じゃ裸の地域はどうか。これは厚生施設でない緑地に入れない、ここで線を引いた次第でございます。

○野間委員 環境庁どうですか。樹木の場合と芝生の場合、具体的に公害を防止する効果の上について、どのような特性あるいは違いがあるのか。特に芝生の公害予防の効果についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○河野説明員 芝生についていま公害防止の効果をお尋ねでございますが、私、特別に専門でございませんで、的確な御答弁はできませんので御了承いただきたいと思ひます。一般的には、緑地につきましては先ほど局長か

ら御答弁がありましたように、いろいろな大気汚染物質の吸着効果とか、あるいは浮遊粉じんがそこで吸収されるとか、あるいは悪臭についての効果、そういったものが期待されておりますが、芝生についての専門的なことは私ちょっと専門家でございませんで、御答弁できませんことを御了承いただきます。

○野間委員 全くおそれ入りましたけれども、芝生にそんな効果がありますか。粉じんが芝生の上へ落ちてくるころころがる。それだけは防止できるかもしれないが、風で飛んでいくわけですよ。これは遮断しませんよ。だから単にこれは美化、これしか私は効果ないと思ふのですよ。それは全くないかといへば、ないよりあつたほうがましだといふことでは、緑のペンキと変わりません。

そこで伺ひたいのは、この緑地ですね。緑地の目的は一体何なのかといふことです。これは単に環境を美化するといふ側面なのか、あるいはそうでなくて公害を遮断する、ここに力点があるのか。おそらく両方にとりうふにお答えになると思ひますが、その点どうですか。もしほんとうにこれを環境保全、公害予防といふ見地から考えれば、やはり公害を遮断する、ここに目的を定めなければならぬと思ふのです。また、それを法文化しなければならぬ、このように思ふのです。芝生で事足る、用を足すといふようなことでは、私はこの法律の効果は全く期待することはできないと思ふのですが、どうですか。

○山下(英)政府委員 先に答弁のあれをおっしゃられましたのでちよつと恥じ入りますが、私もやはり両方を考えておりまして、もちろん直接的には亜硫酸ガスそれから炭酸ガス、こういうものを吸着してくれる効果、これは大きいし、粉じんやミストを防ぐ。それから立ち木の場合には明らかに騒音をあれする。それから葉緑素によつて空気をきれいにする。炭酸ガスを吸着する効果も非常にあると思ひます。それだけかといふと、これは専門家の調査にまつたわけですが、外国におきまして、インダストリアルパークという場合に

は心理的效果を非常に重視する、こういうことでございまして、いま先生も言われたように、そういう意味から自然美、それから緑の色、人間の心を平和にする効果等々もこれまたあるといふ専門家の意見を採用いたしました。そうしてどつちが重要かといへば、それは私は直接的には公害問題のほうが大事だと思ひますけれども、プラスそういう効果も考えまして、しかもこれは半ば強制していくわけでございますから、そういう広い範囲で緑地効果を認めていきたい、こう考えております。

○野間委員 どうも私はよくわからぬわけですが、いまの解釈としては、緑地についての定義がないのです。先ほどお聞きしたのですけれども、そうしますと、緑地といへば芝生でもいいわけですね。これはどうなるわけですか。樹木を植えると金がかかるといふのはあれですけれども、現にそういうことを言う公害企業があるのです。だから芝でも木を植えてもどつちでもいい。そうだとすれば、とにかく青ければいいという結論になるという気がするのです。そこでペンキが出てくるわけですよ。いま心理的な効果を言われましてけれども、ある企業によつては確かに心理的な効果、これだけで用を足す場合もあるのかもわかりません。しかし私は、そういうような芝でも何でもいいのだといふことではぐあいが悪いと思ふのです。特にこの法律上緑地の目的が書かれていない。これはいまの局長の答へにも私は端的に出ていると思ふのです。だからほんとうに公害を防止するといふことであれば、たとえば緑地なら緑地の目的をもつと明文化するといふことがなぜできないのか、こう思ふのですが、どうですか。

○山下(英)政府委員 私どもの考えでは緑地の定義、樹木の間隔、樹木の種類、高さ等々を準則できめていきたい。法律上は緑地といふことで基本を定める、こういうつもりでございまして。実際は全部芝生でもいいかといへば、私どもは先ほどの公害を除去する直接的な効果としては、樹木のほうが効果があると思ひます。かつ、費用的には、

多くの場合は芝生のほうが費用がかかると思いますが。しかし、緑地帯全部について芝生を張るといふ届けを出してきた場合にそれが準則違反かといえ、現在の私のものと考えておる準則の考え方、また審議会等でのなるかわかりませんが、その考え方では、そのときの地域判断を加えた上でよろしいということであれば違反ではない、こう考えております。

○野間委員 どうも納得できません。

それからさらに、緑地あるいは環境施設、両方使い分けがしてありますが、環境施設のほかに特に緑地というものを法律の中に盛り込むという事は、これはやはり緑地そのものの特性、いま申し上げたような公害を防止するという観点、そこに力点があるというふうに私は理解するわけです。ですから、もし準則をつくるのであれば、やはり業種によって芝生を植えるのではなくて樹木を植栽せよ、そういうような基準は当然設けるべきであって、緑地というか、植栽する予定地であるとか、あるいは芝生、こういうようなことでは実をあげることはできない、このように私は指摘するわけです。

さらに質問を進めます。企業、業種によってこういう施設の割合をそれぞれきめていくというお話ですが、はたしてその割合だけで公害防止ができるかどうかということについてお聞きしたいと思うのです。といいますのは何割ということですね。そうでしょう。そうしますと、たとえば業種によっては、公害が発生する企業と比較的それほど激しいものでもない、そういう企業は確かに私にはあると思うのです。しかし、敷地の広狭、広いか狭いかこれによって私はその割合がかなり違ってくると思うのです。だから一律にきめて、それであらゆる業種に分ければはたしてその公害防止の用を足すかということになると、私は必ずしもそうでない、こういうように思うのです。その点、敷地という面積、これとその割合との関係はどういうふうにかえられておるのか、お答え願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 規模の著しく小さいもの、中小企業等に関してはまた別であります。一般に工場、たとえば製鉄工場あるいは圧延工場、特殊鋼の鍛造工場等々、私も業種で拾いました場合に程度の群分けができます。その中で、かりに鹿島の溶鉱炉のように大きなところと、それから密集地帯にできた古い製鉄工場等の場合、用地面積が十倍だから基準が変わるかといえ、その点は私も考慮しております。

○野間委員 それじゃお聞きしますが、これは大気、それから海水、いろいろありますが、特に大気の問題に関連して、どのような企業が最も公害を発生する企業とお考えなのか、それから、いまお考えになっている段階で、緑地の割合が最も多いのはどういう企業なのか、それは一体何割くらい考えておられるのか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 公害の一番大きいのは亜硫酸ガス系統でございますから、これは電力、鉄鋼あるいは石油、硫黄系の燃料をたく工場の場合が一番大きいと思います。そのほか、化学工場等はまた別の問題があると思います。そういった業種の性質によって準則の内容が変わってくると思います。

そこでそれじゃ現在の緑地がどうかといいますが、実はこの緑地につきましては過去二十年間の工場の発達、経営の方針として非常に私はおくれおとると思えます。私も集めた情報によれば、業種によって多少違いはありますが、敷地の一ないし二%くらい多いところでもつくっていない。たとえば九州のある地区につくった新しい製鉄工場なんかの場合には幅五十メートルの植栽地帯をとったという例もございまして、けれども、それでも全地域から見るとその比率というものは少ないものでございます。私も環境施設——この環境施設はこれまた緑地とどうして区別したかでございますが、かりに工場敷地内に公園をつくる、あるいは小川を流す、野球グラウンドをつくったというような場合に環境施設を

考えたわけでございますが、環境施設も緑地もひつくるめまして一〇%をこえる比率を何とかして強制していけないかというのが現在の方針でございます。

○野間委員 一〇%をこえる程度ですか。それじゃ話にならぬと私は思うのです。これは私も聞いたわけ、自分の目で正確に調査して確かめたわけじゃありませんが、埼玉県の場合には、いま東松山工業団地、これが造成されておりますが、こ

こでは工場敷地の六〇%を雑木林、緑地でおおう、こういうふうには聞いております。また青森、これはむつ小川原の関係もあるかと思えますけれども、工業団地の緑化条例、これを定めて、緑化の率を三〇%という動きがあるわけですね。つまり地方自治体がほとんど住民の要求によって公害を防止するためにはということであって先取りしておるわけです。六〇%、三〇%ですよ。それを国

が、何ですか、一〇%をこえたいと思っておる、こういう後手後手の態度では、やはり企業サイドだ。企業の立場に立つからそういうあれが出てくると私は思うのです。どうですか。地方自治体でもこういう予定があると聞いておりますが、これははたして事実かどうか、あなたのほうで確認しておるのかどうか。またこれは事実だとすれば、六〇なり三〇、これをどう見るか。それに比べてあまりにもおくれ過ぎてはせぬか、こういうふう

に思いますが、どうですか。○山下(英)政府委員 生産施設用地比率のほうは先ほども申し上げましたように半分以上になると思いますが。一〇%から四〇%。かりにそのうちの二〇%ときまったらある業種の例を想定いたします場合に、全敷地の二割は生産施設、そうすると残りの八割というのをどうするかという問題になると思えます。したがって、その八割遊ばしておるところに植木を植えるという方針をきめれば、六割を緑地にするというのも不可能ではないと思えますが、いまあげられました具体的な例は私もまだ存じておりませんので、さつき調べますけれども、先ほど私が一〇%をこえる

と申し上げましたのは、現在の実績がかくも低いものですから、それでそこから誘導していく全国の平均値として申し上げたわけでございます。さらに、私も現在事務局原案として審議会等にお出しする場合には一五なり二〇というところまで持っていきたい、こう考えておることをつけ加えさせていただきます。

○野間委員 非常に企業に遠慮されておると思うのですよ、それから見て。

(稲村(佐)委員長代理退席、委員長着席)いま申し上げたような埼玉とか青森の例を国としてはまだ把握してないわけですね。これは電話で照会できることですから、一ぺんやってみたらわかるかと思いますが、これが事実であるとすれば、実際にいま申し上げたように、もう地方ではほとんど進んでおるわけですよ。遠慮しいしい後手後手に回っておれば、いつまでも環境保全ができないと私は思うのです。たつとも環境保全ができないと私は思うのです。

そういうことでは国の行政としては失格だ、私はこういふふうに考える以外にはないと思うのです。特に緑地について私が執拗にお聞きするのは、これはやはりどうしても美観よりも公害の予防、こういう見地からものとすると真剣に考えていたきたい。たとえば四日市など、これは従来の工業立地の典型ですが、ここでの失敗例、これは四日市の判決を見て、立地についての過失、これは裁判所が認めておる。これは御承知のとおりなんです。住むところと工場が混在しておる。むしろ工場に囲まれて住宅がある。これが公害の被害を一番深刻にしておるという事実、これだと思っております。これらは、たしか環境白書の中にも触れられておりました。ですから、公害あるいは災害の予防、こういう見地から考えまして、緑地そのものをほんとうに遮断するような形で、ここに力点を置いて明文化して、そしてここに力を注ぐ、こういうことをやってもならなければ、私は本気になつて考えておるといふふうにはどうしてものではないのです。そして住宅と企業、工場との間では、学者によっていろいろ意見がありますが、少なく

とも五百メートル以上遮断緑地をつくらなければだめだ、こういうふうによくいわれておりますし、あるいは私も最低そのくらいのもが必要だ、それでなかったら、芝で事足りるとすれば、ほんとうに子供だまし、こうしかとれないわけですね。通産省の工場立地法の必要とこの概要というパンフレットの中でも、グリーンベルト、この設置をうたつてあるわけです。三%ですか、このグリーンベルトそのものも、改正案の中にはつきり条文に出ていない。これは緑地とどういう関係にあるのか、このあたりもお伺いしたいわけです。それからさらに、この費用ですね。企業の責任と負担においてこれをすべきだということを明文化する必要がある、こういうふうに考えますが、お考えをお聞かせ願いたいと思うのです。

○山下(英)政府委員 緑地を重視しろという御意見はまことに賛成でございますし、私もその方針でまいります。全国平均が低いので、強制的にできる準則としてどこまで上げるか、これは私もできるだけ上げていきたい、こう思います。グリーンベルトなり近代のインダストリアルパークなり中核都市建設の場合の一つの要件として、住宅と工場との間に緑地帯をつくるということは、私も必要でござい、かつ日本は非常におくれてしまった、先進国に追いつかねばならないと考えるわけですが、今回の法律は、各企業の私有地の中に関する規制でありまして、私も、さらに都市計画法なり農地法なり、あるいは自然公園に関するその他の諸法規によつて、それぞれ自治体がある程度のゾーニングをやつていける、そうしてそのゾーニング規制と同時に、本法による規制を加えて、この私有地の中の住宅地帯と工場地帯の間にグリーンベルトをつくつていくべきだ、こう考えております。

○野間委員 私がいまお聞きしたのは、一つは緑地、これは法文上は緑地になつておるわけですね。いま申し上げた通産省の概要の中にはグリーンベルト設置というのがありますが、ところが法文上はこれがないわけです。緑地とグリーンベルトと

いうのは一体どういう関係にあるのか、こういうことをお聞きしておるわけです。いかがですか。○山下(英)政府委員 グリーンベルトのほうはいわゆる俗語でございますが、この法律による工場の中の緑地も、それからそれに引き続きまして周辺の森林、あるいは隣の工場の緑地も一緒になつて、長く緑地帯になりましたものを、その資料でグリーンベルトとしたわけでございます。○野間委員 それじゃ次に進みますが、今回の改正案では、午前中の質疑の中でも論議されたわけですが、既存の緑地については対象とされてないわけですね。これはなぜ除いたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 そもそも既存工場につきましては私もどなたも改善できるか、これは四日市判決後もコンビナート調査等を行ない、真剣に取り組んでおるわけでございますが、何といつてもこの法律で掲げます準則、それによつて新しく無公害工場をつくつていくという基準をいままでの工場に当てはめますことは、非常に困難でございます。もしも既存の工場を少しづつ改善していくことを先に頭に置きますと、思い切つた準則ができなくて新増設の場合になまぬいことになつてしまふ。それほどに既存の工場がある地帯におきましては、公害、自然美等の観点から全くおくれましておるというのが実情でございます。

それではどうするか。したがつて、私も、一応この法律の対象から除きましたけれども、かりに既存の工場が新増設をするような場合には、従来以上に、従来にも増して、行政指導におきましてこの基準、準則を適用していきたい、緑地も余裕のある限りつくつていってほしい、こういう方針でございます。

○野間委員 既存のところを除いた理由をいま聞かしてもらったのですが、問題になるのは、いまあるところの企業からの公害、これによつていろいろなもの破壊されておる。だからこそ曲がりなりにも、あえて言いますと曲がりなりにもこういうものをつくる一つの契機になつた、こう思う

わけです。しかも既存の施設においては、たとえば局長は無公害工場の建設というような大それたことを言われますけれども、実際のいまの最高の頭脳を集めても無公害というふうなことはむずかしいと思うのです。硫酸酸化物は最も大きい問題だといふようにいわれますけれども、これだつて直脱装置、排煙脱硫等、いろいろ考えられ、いろいろ努力はされておりますけれども、しかしこれは全く出さずに済むということは、いまのところでは、ないと思うのです。それから、最もこわいのは窒素酸化物です。二段燃焼法とか、いろいろいまあちこちで研究はされておりますけれども、しかしおそろしい光化学スモッグ、突然目がちかちかして倒れる。しかも、これの手だてがなかなかきめ手がない、正直言つてこれが現状だと思つてくる公害によつてほんとに地域の住民が苦しんでおるわけですね。ですから、こういうものにやはり目をつけて、しかも、これをきびしく規制しなければこれは効果があらないと私は思うのです。

一つ申し上げたいのは、無公害工場ということばを軽々にはお使ひにならないように。そういうふうにあな自身努力されるのはあたりまえだし、してほしいと思ひますけれども、実際そういうものはなかなかいまの時点ではないわけですから、軽々しく使うということとはどうかと私は思うのです。

ところで、既存の工場緑地について、これは確かにいろいろむずかしい問題があると思つております。しかし、国としてはこれに根本的なメスを入れていかなければ、もう公害を防ぐどころか、今後の激化を食い止めることはできない、これは明らかだと私は思うのです。

これまた各地方自治体が先取りというか、前向きに進めておるといふ具体的な例なんです、たとえば川崎市、これに次いで府中、ここでは市内の大手八社と緑化協定を結んで緑化を進めておる、こういうふうに私は聞いておるわけです。ですから、ほん

とくにその気やうと思へば既存の工場であつても私はできると思つております。ほんとうに人間の命を、環境を大切にしなければならぬ、そういう気持ちがあれば私はできると思つております。しかも、これは単なる行政指導ではなかなかできない。何となれば、それは義務もありませんし、基準もない。これは強制できませんからね。こういう点について、国としては一体どう考えておるのか。川崎とか府中、こういう地方自治体の先進的な努力に対して恥ずかしいと思われないのかということまで私は言いたいのです。お答え願いたいと思います。

○山下(英)政府委員 現状の既存工場を土台に見ますと、私も今度の提案申し上げて法律は、新増設に關してではあります、相当、一歩も二歩も理想的な方向に進んだ提案だと存じております。

逆に言いますと、既存工場についてはどうするのだという問題が残つております。引用なさしました川崎市の例なり、あるいは京都の福知山市の例等も私もでは情報を入手して研究いたしております。現地の自治体が相乗数の指導的な事業所と緑地協定を結んでおります。ただ、これも事業所によりましてできるところが一〇%の緑地化という目標でございますが、それもほんとに密集してしまつておるところ、土地の買い増しもできない、中に職員や労働者の宿舎もつくつてしまつて全く敷地もないという工場の場合と、お金をかけ努力すれば一〇%まではできるといふその場合に、どこまで強制的にしよう、現在の私も承知しておる緑地協定では、その実情に合はしてできるだけということだと思ひます。国がほつたらかしておるかといふと、私も、そういう既存の緑地化が進む場合には低利融資の道を講じております。機会あるごとに、可能な範囲でやつていってほしい。しかも、今度もこの法律が通りまして新増設に關して準則が公表されましたならば、これはやはり既存に對しても一つの大きな改善の目安となつて刺激していくんじゃないかと期待しております。

○野間委員 きようは大臣がいないので、さらにこの問題については質問を保留したいと思ひます。委員長、これはもうこういう状態では、一応この程度であすに質問を保留したいと思ひますが、いかがですか。

○浦野委員長 つまり、大臣がお見えになつたときに質問をさらにいたしたいということですね。

○野間委員 理由はともかくとして、質問をあしたに留保したいと思ひます。

○浦野委員長 だから、大臣のお見えになつたときに質問をしたいということですね。

次回は、明二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

